

令和6年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年9月11日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	9月11日午前9時0分宣告（第2日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 こ ども 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教育委員会総務課長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 木 崎 広 親 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 酒 井 智 志	
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 6 年 第 4 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 1 1 日 (水)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	7 番	植田 いずみ	1 学童保育の民間委託は見直しを 2 小中学校のトイレに生理用品の配置を
2	1 1 番	森田 勝	1 町は住宅地のストックを増やす施策を 2 入札制度を改革すべきでは 3 平群町商工会への支援について
3	1 番	関 順子	1 緑のサポーターの取り組みについて 2 A E D の活用について 3 竜田川駅バリアフリー化の進捗状況について
4	5 番	山本 隆史	1 災害時自主防災活動中の事故等への補償
5	1 0 番	山田 仁樹	1 平群町道、重点3路線の整備進捗状況について 2 認知症の方の行方不明捜索について
6	6 番	稲月 敏子	1 住民の暮らしを支える地域公共交通について 2 総合文化センターの今後の運営について

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第 1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は 11 名の議員から提出されております。本日は発言番号 1 番から 6 番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号 1 番、議席番号 7 番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○ 7 番

おはようございます。私のほうから、大きく 2 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、学童保育の民間委託は見直しをということであります。

来年 4 月から、50 年公設公営で運営してきた平群の学童保育所の運営を民間委託しようという方針が 7 月 17 日の全員協議会で示されました。学童保育とは、子どもたちの生活の場、成長、発達を保障する場であります。学童保育は、公が責任を持って私で行うべきだと考えます。

2020 年末の厚生労働省が公表したデータでは、全国の学童保育数は約 2 万 6,000 か所で、うち公設公営は約 30%、公設民営は 48%、民設民営が約 22% となっている状況です。ここ最近でも全国的に公設公営から公設民営に移行する学童保育が増えています。その最大の理由が、指導員確保が困難ということが言われています。しかし、その解決策に、安易に営利目的の企業に学童保育の運営を委託することが、子どもたちの安心安全の生活の場、健やかな成長を保障する場としてふさわしいとは考えにくいと私は思っています。

近隣でも、学童保育を企業に委託して様々な問題が発生しています。今年 4 月から新たに平群町では、こども支援課が子育て応援、子どもの健やかな成長応援のためにつくられたと思います。それならば、担当課であるこども支援課で、民間委託を行う前に、公的な責任として改善できることにまずは取り組む

べきだと考えます。その意味でも、来年４月からの学童保育の民間委託は見直すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きく２点目は、小中学校のトイレに生理用品の配置をということであります。

この問題は、２０２２年、２年前の９月議会で取り上げさせていただきました。コロナ禍をきっかけに「生理の貧困」がマスコミで取上げられ、大きな社会問題となりました。トイレにトイレットペーパーが日本では当たり前にあるように、私は、生理用品も女性の生理機能に対して当たり前にトイレに設置される、そういう社会が広がることを求めていますし、求められています。

この間、近隣の三郷町では、昨年１１月末からトイレの、ここは個室ごとに設置をされています。９６か所とお聞きをしています。設置をしたところ、それまで２か月で、２小学校、１中学校で３０個程度が、保健室に子どもたちが取りに行くというようになっていました。ところが、トイレに設置をしたところ、３か月で３８０個が利用されるという状況が生まれています。また、三郷町では、この補充の管理も子どもたちがトイレ掃除の際に行っているということです。また、安堵町では、設置に向けた予算が確保されると聞いていますし、斑鳩町でも前向きな動きがあるように聞いています。平群町でもぜひ設置に向けた検討を進めるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく２点について明確な御答弁よろしくお願いいたします。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員御質問の大きな１項目め、学童保育の民間委託は見直しについてお答えをさせていただきます。

令和６年７月１７日、議員全員協議会の中で、学童保育を持続・安定的に運営する上で、保育内容の充実や指導員の確保、さらに、配慮を必要とする児童への対応などを踏まえまして、業務を民間委託化する方針をお示しさせていただきました。

学童保育指導員の不足は慢性的で、過去数年来の懸案事項であり、その解決が最重要課題でありました。昨年度におきましても、指導員の急な退職や病気休暇などに対応するために、やむを得ず町職員が代替指導員として現場に応援に入り、閉鎖することなく、また、待機児童を生み出すことなく、保育を必要とされる子どもや保護者の期待に応えてまいりました。

あわせて、学童保育の所管が教育委員会のときより、課題解決に向けた検討を重ね、先進地にも視察に向かいまして、民間委託化への研究を重ねた上で善

処を尽くした結果、公設民営となる民間への業務委託をすることでの方針を打ち出しさせていただいたというものでございます。よって、令和7年4月からの業務委託開始に向けまして、今後も引き続き鋭意取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

今、部長のほうから答弁ありました。確かに、指導員不足というのは、平群町に限らず、全国的に広がっているというのは私も認識はしています。ただ、だからといって、民間委託を私は安易に進めるべきではないという立場でこの問題に再質問もしていきたいと思います。

最初的时候に、様々な問題が起こっているということで言いましたが、その幾つかをちょっと紹介をさせていただきたいと思います。また、民間委託を行う前に、公的な責任として改善できる点があるんじゃないかと、この点についても、私からの提案も含めてさせていただきたいと思います。

まず1点目の、様々なトラブルが起こっているという問題ですが、これは2024年、今年の6月25日付の奈良新聞、行政側も知っておられると思いますが、報道されていたのが、広陵町が2024年4月、今年度の4月から、6学童のうち1学童の運営を公募型プロポーザル、これは平群町でもしようとしてるものですが、選定した民間業者に委託されました。しかし、その中で、4月に保育中の男児が登り棒から落下して、全治3か月の大けがを負った事故にもかかわらず、明確な、このとき、再発防止の策が示されないままに、6月にも職員不在で、多分、指導員だと思いますが、再び落下事故が起きた。こういうことが起こりました。

また、あるいは児童の腕をつかんだり、頭ごなしに大声でどなる、そういう指導員がいること、これについては委託した民間業者が配置をした指導員です。また、指導員の穴埋めを求人サイトの日雇バイトで行ったり、ずさんなおやつのアレルギー対応など、保護者ら142名が安心して子どもを預けるための環境改善、指導員の質の向上を求める請願がこの6月議会に出されたと聞いています。これについては全会一致で可決したと報道されていました。

この報道以外にも、元この指導員の方からお話を聞く機会がありました。指導員の多くが民間委託になっても引き続き働く意向を持っていましたが、面談、説明の際に、人によって契約書を提示したりしなかったり、あるいは金額の入っていない契約書を提示するなどしたため、それまでの元の指導員の方たちが全員辞めるという意向を示し、大きな問題になったということです。

また、４月に新入生が入ってくるのに、事業者が確保したはずの指導員が来なかったり、遅れてきたりと、また、来ても教室の隅で立っているだけだったりと、到底学童保育のていをなしていない状況だったそうです。

もう一つは、これは２０２４年８月２７日付の毎日新聞、奈良版で掲載された問題です。こちらちょっと指導員の問題なのですが、ちょっと中身が違います。これ、桜井市で学童保育指導員の男性が、自分の働く学童保育に通う女子児童に性的画像をスマホで送るよう要求したと。保護者から警察に相談があって、容疑者が容疑を認め、逮捕。逮捕の時点では、県内のほかの学童保育所に転職していたということが掲載されました。これも多分、委託されていた学童保育です。直営ではありませんでした。

そしてもう一つが、ここ最近ですね、９月の７日に奈良新聞で、香芝市が学童保育の運営を委託している民間事業者が、市との契約で、人材を採用する際は面接を行い、学童保育運営に適した人を確保としているにもかかわらず、広陵町でも問題になったアプリで募集した隙間バイトでの補助人員を確保していた。１日のみの単発労働者は、８月では延べ２７人中２０人で、約７４％がそういう人が配置をされていたということが明らかになり、民間委託には大きな問題があり、結局、その被害を被るのは子どもたちだと私は考えます。

この香芝市については、平群町も、視察した自治体の中の一つだと思います。ここには、香芝市ではメリットがいろいろ書いてるんですね、安定的な人材確保、サービスの向上とか書かれてますし、メリットとしては、民間ノウハウ活用によるサービスの向上とあります。そして、デメリットが運営費の増加とありますが、運営費が増加したにもかかわらず、おおよそ学童の指導員にはふさわしくない人を日雇のような形で、人数を合わせるために入れていたというようなことが明らかになって、これは当然、香芝市との契約違反にもなるということで、市長が何らかの改善をさせるというふうに報道がされていました。こういう状況が民間委託によって起こっているということは認識していただきたいと思います。

そしてまた、７月の全員協議会のときに、民間委託をすれば、現状の課題が全て解決できるかのような答弁がされたように私は記憶をしていますが、決してそうではないと考えます。先ほど紹介した広陵や香芝などの実態からも、質の確保も含めた指導員の確保はできないし、指導員の研修会の確保もビデオを見るだけなどということでした。ＩＣＴ化で利便性の向上も民間委託でなければできない問題ではないと思います。長期休暇中の昼食提供も、広陵では、ほか弁のようなお弁当の注文を取って持ってきてもらうような中身だったというふうにお聞きをしています。

これはまた大阪の吹田のほうの例ですが、民間委託したものの、民間でも指導員の確保ができない状況だったということを指導員の方からお聞きをしました。民間なり直営のときの指導員は、労働条件が悪くなるとの理由で辞めて、公設公営で残っていた学童保育所に再就職をされたというふうに聞いています。民間委託になって、出欠の確認や延長保育を伝達ミスで帰してしまったり、欠席の連絡の児童が学童に来ていて、帰すのがかわいそうと帰そうとしなかったりなどなど、きっちりとできていなくて、家庭とトラブルや、学童内でのトラブルが起こっていました。また、学童内での子ども同士のトラブルを家庭同士で解決するようにというふうに言われたと、こういうことも起こっていたそうです。夏のイベントでホラー映画の上映をして、怖くて子どもたちがトイレに行けなくなる。また、アレルギー対応でも、おやつの交換がアレルギーの関係で禁止であるのに、指導員がですね、子どもとのおやつを交換しようとしたり、子どもたちに「そんなんしたらあかんねんで」と言われて、「えっ、そうなんやった」と、きっちりと、言わば引継ぎができていなかった、前の指導員から引継ぎをしたのに、ちゃんとそれを理解していなかったというふうな状況があったそうです。

そういう意味では、保育の内容の著しい低下に対して、保護者の方たちから相次ぐ改善要望書が提出され、事業者側が最終的には撤退してしまい、僅か1年で直営に戻るような状況が起こっていた。こういう学童もあったということをお聞きしました。このように、吹田市で学童保育の民間委託で様々な問題が起こったことから、近隣の自治体、豊中とかですね、そういうところでは民営委託せず、公設公営で今も運営しているところが多かったとお聞きをしています。

そういう意味では、民間委託をする前に、公的な責任を果たす意味でも改善できるところはしていくとの点から、少し質問いたします。

指導員の確保ですが、私はこの間、担当課のほうからちょっと資料請求もお願いしました。そういう中で見てみましたら、指導員の給料体系が、私、近隣に比べて平群町は低いなというふうに感じたんですね。平群町は、非常勤で時給が1,184円です。昇給はありません。しかし、近隣を見ますとですね、平群は、何年働いても先ほど言ったみたいに1,184円です、時給ね。三郷町は、会計年度の方で給与を年間で平準化して月給として支給をしています。ここは同じ会計年度の職員でも昇給があります。また、非常勤の方、これはパートの方か扶養内の方だと思うんですけども、この方で1,240円、平群よりも高いという状況です。斑鳩町は、資格がある方については1,224円、この資格というのは、県の指導員の認定研修を受講された方が資格ありという

形で1, 224円、これも平群より高い。無資格の場合が1, 108円ということです。王寺町は、平群と同じ、資格ありの方が1, 184円ということで、無資格の方、資格がない方は1, 113円となっています。河合町については、会計年度で、主任さんという方、この方も会計年度任用職員で、時給に換算して1, 249円、これも平群より高いですね。そして、ここも、河合町も昇給があるということでした。それ以外の指導員については、資格ありの方が時給で、ここも昇給があるそうです。主任指導員よりかは少し時給は下がりますが、昇給もあるそうですし、無資格の方も、ここも1, 055円という形ですけれども、この方でも昇給があるというふうにお聞きをしました。また、上牧町では、正職は月額給で雇用されており、常勤の職員では、時給で資格がある方が1, 122円、これは県の指導員研修を受けられた方、無資格は少し下がってということであります。

そういうふうな形で、やっぱり平群町の給与体系というのは、ほかから比べれば私は低いと考えます。これではなかなか指導員の確保はできないというふうに思います。まずは給与体系を見直して、ハローワークや求人サイト、近隣の求人ビラや、スーパーや町内のこども園など公的施設なども含めて、求人広告を上げるということが私は必要ではないかと思います。

また、指導員の研修機会の確保、これも改善する点に挙がっていましたが、指導員の成長がよりよい学童保育の質の向上につながります。民間委託では、先ほども述べましたが、DVDを見るだけで終わってしまったとのことでした。三郷町では、この間お聞きすると、町独自の講習会を今年度から開いておられます。そういう中で、指導員の意見を聞いて、今、学童でも来る子どもたちが増えている特別支援の子どもたちへの対応について、県の講習会に来ていただいた先生を講師に招いて講習を行ったり、あるいはハートランドしぎさんから子どもの発達支援を診ている方に来てもらったり、また、子どもの急な体調変化に伴う救命救急の研修も行ったりしているそうです。現在、平群町では、町独自の研修はできていません。県の講習も講習日の日程や時間が保育時間と重なる等もあって、そういう意味ではもっと配慮が必要ではないかなというふうに思います。

また、平群町は、学童保育に主任の指導員が配置をされていません。日々の学童の様々な問題を現場で話し合って解決していくためにも、主任指導員を配置をして、学童同士の情報、また、学童の主任指導員を配置をして、学童の指導員同士の情報交換や担当課との連絡調整がもっと必要だと思います。三郷町では、月1回の担当課との調整、情報交換をやっているそうです。近隣でも各学童に主任指導員が置かれています。いわゆる応援指導員が、お隣の三郷町で

は、コーディネーターと呼ばれる応援指導員が1名配置をされており、町内の学童保育を回って、調整役や指導員に穴が空いたときに指導員として応援に入っているそうです。平群で、そういう職員が今まで行ったところ、指導員がなくて、急に休んだりとかして穴が空いたところに、三郷町ではそういう応援するコーディネーターという人を、この方ももともと指導員からコーディネーターに上がったんですけども、そういう方で対応して応援に入っているということでカバーしているそうです。平群町もぜひそういう体制を取ることで、一定、平群町からの職員の本庁からの応援をね、しなくても済む状況ができるんじゃないかと私は思います。これは、吹田市の学童でも応援指導員の制度を導入して、ここでは新人の指導員さんには手厚く研修や指導もしていることから、民間に比べて、委託に比べて指導員の定着率もよいというふうなことをお聞きをしました。

このように、改善できるところからまずやってからでも、私は民間委託に向けた取組は遅くはないと思っています。来年4月はあまりにも時間が短か過ぎると思います。児童の引継ぎ等にも時間がかかることを思えば、拙速な民間委託を見直すべきだと考えますが、改めてこの点について町長はどのようにお考えでしょうか。長くなりましたが、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議員からの御提案といいますか、また、多岐にわたる御質問など、あったかと思えます。答弁漏れなどありましたら、おっしゃっていただいたら結構かと思えますけれども、いろいろと御指摘も頂きました。できることから今でもやって、民間委託化については見直すべきだという議員の御意見でございますけれども、まず、給与面について、他の市町村などとの比較の上での御意見をお述べいただきました。

確かに、今、議員おっしゃっていただきましたように、それぞれ各市町村で給与体系、違います。多少の差については、近隣においても時給などで生じておるというところにつきましては我々も把握をしているところでございます。ただ、大きく、大差、時給についてはないというふうな認識をしておりますし、今の状況の中で、その賃金体系、時給の高い安いによって、こういった指導員不足が発生していると、それも一つの要因かも知れませんが、大きくはその原因ではないかというふうに分析をしておりますし、今後、民間委託化することによって柔軟な働き方を選択する、選択肢の一つとして与えることで指導員の確保がしやすくなるのではないかというふうに考えております。

また、現に、今、議員おっしゃっていただいた他の市町村におきましても、時給が高いところでも指導員不足が問題、課題となっておられまして、民間委託化についても検討を進められておるといふようなことも聞き及んでおりますので、そういったことで、給与面については、大きくはそういった問題、課題にはなっていないのではないかというふうに把握はしております。

次に、研修機会の確保についてでございます。ほかの市町村、三郷町を例に挙げられまして、今年度3回でしたかね、研修されるということで、平群町におきましても町独自の研修会、ないということでの議員の御指摘でございましたが、平群町でも研修のほうを開催をしております。過去、コロナ禍前におきましては、年に2回、町独自の研修会、先ほどおっしゃっていただきました特別支援児の対応であったりとか、アレルギー対応、また、救命救急などについても研修を行ってまいりました。ただ、コロナ禍におきましては、回数が1回ということで減りましたけども、今年度におきましては、町独自でまた2回に研修を行っていきたいというふうに考えておりますので、これにつきましては、現時点でも研修の機会は確保しております。

ただ、それで十分かということになりますと、決して十分ではないというふうに思っております。先ほど議員お話しの中で、DVDを見るだけということですね、御指摘ありましたけども、我々、仮に委託をするとなりましたら、その事業者には、そういったDVDの視聴だけではなくて、しっかりと対面で研修をするように求めてまいるところでございます。

次に、主任の指導員さんの配置ということでございます。今現在、平群町では主任の指導員を配置をさせていただいておりません。これは、それぞれ今まで主任の指導員を配置するということを全く検討してこなかったというわけではなく、検討を行ってまいりました。ただ、議員の最初の御質問の中でありましたように、過去50年来、学童保育、運営がされてきておりまして、その運営の方法といいますか、の中で、主任の指導員の配置について、なかなか現場としてなじみ入れないというところもありましたので、主任の指導員さんを配置せずに、今現体制で行っておるといふことでございます。これにつきましても民間委託化によって主任指導員を配置する予定をしておりますし、また、コーディネーターということでの御提案もありましたように、地域のエリアマネジャーを配置するようにこちらから求めていく予定しておりますので、その者が、急な欠員などが出た場合は当然応援に入ることが実現されるのかというふうに考えております。

そういったところで、なかなか民間委託化には拙速であるのではないかということでの御指摘ではございますけれども、今まで様々な検討も重ねてきた結

果のこういった民間委託化の方針でございますので、これらにつきましては、来年の4月を目標に、より充実して、さらに他市町村の様々起こっておる問題などをですね、新聞報道なども踏まえて、それらが本町では起こらないようにしっかり町が責任を持って関わった上で、学童保育についてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

植田議員。

○7番

今、部長のほうから答弁ありましたが、私は給与体系はやっぱり大きいと思います。そして昇給がある。平群は全くないんです。だけど、三郷や河合町などは昇給もあるという状況があるから、ここら辺でも私は、部長が言うように、給与面ではそんなに大差がないし、そのことが大きな影響を与えてるとは思えないと言うけど、やはりだけど、少しでも、皆さん、言わば条件のいいところへ行きたいというのはあると思います。

それと、あと、民間委託の事業者研修なんかも求めていくと言ってますけれども、実際この広陵町にしても、あるいは香芝市の事例でもそうですが、約束していた、言わば契約していた中身と違うことをやっていると。それをね、起こらないように町が責任を持って、ほかにも広陵も香芝も当然それはそういう形でしたと思いますよ。だけど、結局それを、言うたら事業者のほうにほごにしたような対応をしてきたと。特に、指導員について全く経験のない、その日の日雇バイトを入れるというような非常に不誠実なことをやってくる。当然、民間は利益上げないと何の意味もありませんから、そういうことをやる、それが本当に子どもたちの学童保育の指導員として、私は絶対認められないと思いますし、安全性の確保の面からも、それはもう絶対、そういうふうな形で雇用するような民間の事業者というのは私は絶対駄目だと思うから、これは起こらないように責任を持ってと言うけど、そんなことで私は解決できるとは思っていません。

それから、民間委託で主任マネジャーを置く、エリアマネジャーというのも置くというふうなことを言われていたみたいですが、広陵の場合は、このエリアマネジャーが登り棒から落ちた子どもさん、落ちて、その後来たんですけども、どうしていいか分からない。結局、それまで来られていた指導員さんに連絡を取って、その方が来て、そして、救急車の手配をする、一緒に、救急車に乗って搬送先の病院まで行く。だから、そのエリアマネジャーであつたり、事業者が雇用した指導員は全く何もできなかったというふうにお聞きをしています。病院から帰ってきたときには、もうエリアマネジャーも含めて、事業者の

職員は誰一人残っていなかったそうです。校長先生と、あと教頭先生かな。それだけでも非常に無責任な対応を取ってるというふうに私は思います。そういうふうなのが私は、民間委託にすることでそういう危険性が大きく広がるということは、やっぱりそういう状況に、平群のせっかくの公設公営で頑張ってきた学童保育をさせるべきではないというふうに強く思いますね。

今の指導員さんが残っていただけるかどうかというのは分かりません。民間委託することによって。そうなれば、222名の、今現在いらっしゃる子どもたちの、それぞれ個人の引継ぎみたいなのがあるんです、大阪のほうでも。この子はこういう特質があって、あるいはこういうアレルギーがあって、こういうことに気を付けてくださいとかということも含めてやるのに、これから、平群で言うたら10月ぐらいに公募するような話をしてました。聞いているんですけども、それから事業者が決まったとして、僅か1か月、2か月ぐらいでそんな引継ぎ、私はするのは非常に難しいんじゃないか。そういう個々の児童たちの引継ぎに対しても時間がない。十分な引継ぎができへんかったら、またほかで起こったような事故が起こり得る可能性も大きく広がります。

そういう意味では、私はやっぱり4月からの民間委託というのは一遍ストップをして、ぜひできることからやっていく、改善していく。このことで民間委託をせずに行ける方向性が見えてくるかもしれないと思うんですが、もうこれ何遍聞いても、最後にしますが、これについて、こういうようなことも含めて、再度考え直して、見直して、4月からの委託は見直すという気持ちは町長自身は持っておられませんか。町長も結構福祉畑、平群でおられた期間が長かったと思いますので、そういう意味では、今このような問題が全国的にも、また県内でも起こっている中で、安易に平群町の学童保育を民間委託ということについては、やはり慎重に考えるべきだと思います。という意味で、4月からの委託は一旦見直すべきだと思いますが、これについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長

西脇町長。

○町長

今、植田議員より本当に多くの指摘を頂きました。学童保育の委託につきましては、御指摘を頂いた課題につきまして、しっかりと整理し、令和7年4月実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。成長期にある児童が安心して過ごせる生活の場を提供するとともに、働く保護者のサポートを行い、民間委託になっても平群町が事業実施責任者であり、子どもを主体とした学童保育を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

非常に残念です。全国的にいろんな問題が起こってるのに、平群町だけは別格だなんてことは言えないと私は思います。あまりにも短か過ぎる期間の中で、子どもたちのいろんな引継ぎができるとは思えません。そういうことは本当に起こってからでは遅いということは強く申し上げて、これはこれ以上言っても多分答えは同じだと思いますが、非常に残念だということだけは、平群町の姿勢がね、残念だということだけは強く申したいと思います。この件については以上で結構です。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員の大きな御質問 2 項目め、小中学校のトイレに生理用品の配置をについてお答えをさせていただきます。

前回同様の御質問を頂いてから 2 年が経過したということですが、この 2 年間の学校の実情及び対応状況、学校の考え方などについて確認、聴取を行いました。

学校からは、これまで同様に、子どもたちから申出があった際に保健室にて無償で配付していること、また、トイレへの設置に関しても、衛生管理や在庫管理、何よりも子どもたちの実生活の把握などの教育的観点から、従来どおり保健室で配付していく旨を聞いております。

また、子どもたちが安心して相談できるように、令和 4 年度からですが、トイレ内に生理用品を保健室で受け取ることができることの掲示を行うなど、その対応への配慮を施しているというところがございますので、現状の対応で行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

これね、全国的に広がってきてるんですよ、トイレの設置については。北海道などでも、これ、令和 5 年、昨年度の 4 月からかな、全ての道立学校トイレに生理用品を配置することにしましたということで、この間やっぱ、学校側って、子どもたちの声というのは聞かれてるのかな、聞かれてないでしょう。

学校側の先生方の御意見だと思うんですけどね。三郷町は、それを置いたことによって、先ほど、最初に言いましたように、非常に利用者が増えたということなんです。この中で、北海道のところでアンケートを取った中でね、やはりなかなかね、何ていうんですか、保健室へ取りに行くことがやっぱり、何ていうのかな、行きにくいということを、これは全国、ほかの調査の中でも出てきてますが、そういう答えが多いんですね。

トイレに生理用品があったら利用したいと思いますかという場合に、ほとんどが利用したいと思うという結果が出ています。これも全国的にそういうのが出ています。アンケートを取られたときにね。どんなときに利用しますかというのと、急に必要となったときであったりとか、持ってくるのを忘れたとか、手持ちの生理用品が足りなくなったときとかにこれを使って非常に助かったという声がアンケートの中でも見えてきます。どこに設置をしたらいいですかと言ったら、圧倒的に94%が個室のトイレに置いてほしいと、三郷町が行ってるようにね。それがもう94%を占めるということになっています。ただ、個室のトイレに置いてるのは、県下では今、三郷町ぐらいかなと思います。あとは、トイレに入ったところのどこかにそういうのを置いてると思うんですけども、これ、だから、利用してる、試験的に行ったりとか実際利用してる場所に聞いたら、子どもたちの声を聞いたら、やはり置いてもらって非常に助かったという声が寄せられてるんですね。

私は、まあ言うたら、経済状態を把握するとかいうだけじゃなくて、最初に言いましたように、トイレにはトイレットペーパーがあります。女性の場合は、体の生理機能として生理というのがあるわけです。だから当然、それは、私はトイレットペーパーと同じように生理用品も置いていただくということが大事だと考えます。

北海道の、ここではね、これは北海道の学校教育局健康体育課長の方がこの問題に対して、トイレ等への生理用品の配置は、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環として必要であることから、道教育委員会としては、今回モデル校の取組を踏まえて、全ての学校にトイレ用品を配置することを決めたと。全学校で配置をしているのが、これ、多分全県で15県あるというふうに書いてるんですが、一部配置が13県と、全国での配置の動きが広がっている状況があるというふうにおっしゃっています。

でね、これ、もしなかったら今までどうしてたんですかという対応について、アンケートのまとめの中でね、生理用品が手元になく困った経験がある生徒が8割程度あったと。その際の対処方法として、トイレットペーパーやティッシ

ューパー等で代用したというのが48.7%、生理用品を交換せずに我慢したというのが27.9%、あるいは、学校の遅刻、早退、欠席などしたのが6.3%という回答があって、全ての生徒の健康など、学校生活に影響がある状況がうかがえたと。そういう中で、先ほどもちょっと紹介しましたが、急に必要になったというのが71.9%、経済的理由で用意できなかったというのは僅か2.9%ですね。いわゆる生理の貧困の問題だけではなくて、全ての生徒の安心安全な環境整備が必要であるということが、この子どもたちのアンケートから見えてきたということなんです。

先ほどもちょっと言いましたが、個室への希望が94.7%と、非常に多くの子どもたちが、やっぱりトイレの個室に置いてもらうことが非常に安心して利用できる、そのことで学校生活も送れるということが見えてるわけですから、少なくとも平群町でね、やっぱり、ほか、安堵も予算組んで、斑鳩もその方向で準備をしている、三郷町は既に実施をして、その結果として、やっぱり多くの子どもたちがそれを利用して安心して学校生活を送れるようになっている。平群町だけがまだ今のままで行くって、非常に私は遅れてるなあという以外にないんですけども、やっぱりここを何とか、平群町でも、子どもたちの安心安全な学校生活を保障していく上でもね、その一つとして生理用品の設置をね、やっぱり小中学校で、その方向で進めていくべきだと思います。ほんで、この生理用品自体は、この間、交付金を利用して設置をされたところもありますし、あるいは、寄附なんかでもらった分もあったと言うたかな、それと、あとは災害の備蓄品から回したという、そういう自治体もあるわけです。平群も、当然、生理用品、備蓄としてありますし、4年か5年かな、耐用年限が。その後、だって食べ物みたいに食べてもらうわけにいかへんし、この間、「生理の貧困」で窓口で渡した生理用品も非常に少なかったと私は思いますよ。用意した数をはけるような状態ではなかったと思うのね。それだったら学校で、子どもたちが安心安全に生活できる環境整備の一環として、これは設置していくべきだというふうに重ねてお聞きをしますが、教育長などはどのようにお考えでしょうか。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

いろいろ今、御指摘、質問あったんですけども、我々お答えをさせていただいてますが、質問も小中学校へのトイレということでの御質問を頂いております。あくまでも我々、教育的観点というのが一番メインということでお答えさせていただいてるんですけども、生理用品が必要になるということですけど

も、新しい命を産み、育てる準備が始まったということで、保健室での今、配付ということでやってるんですけれども、これにつきましてもやっぱり生活の実態把握につきましてはですね、大変重要なところであるということで、現在、平群町の3小学校、一つの中学校でも、確認した中では、こういった取組で行くということでも聞いております。

先ほど議員からは、道立、いわゆる北海道の学校ということなんでしょうかね、配置が全てされたということなんですけども、少し奈良県の状況もどうなのかということでも聞いただけなんですけども、県立の中学校、高校については配付していないと、平群町と同じような対応だということも現在聞いております。いろいろこれから変わっていくかもしれませんが、教育的観点から、現状の対応を続けていきたいと今現在のところ思っております。

○議 長

植田議員。

○7 番

もう、かたくなやな。教育的観点やから私は置いてほしいねん。子どもたちもそれによって、学校生活安心して。だって、ティッシュペーパーやな、トイレットペーパー畳んで使わなあかんような状況って、ほんまにそれでいいんですかと言いたい。それがあったら、生理用品が置いてあったら、そんなことせんと、ちゃんとそれを使って対処できるわけなんですよ。衛生面なんかも、衛生面って、ほんなら置いてるとこは全部不衛生なとこ置いてるんですか。そんなことないでしょう。ちゃんと三郷町でもこれぐらいのプラスチックの箱に置いて、必要な人はお使いくださいと言って、ちゃんとタンクの上に置いてるんですよ、個室に。郡山なんかは、トイレに入ったところに、机か何か置いて、その上に引き出しみたいなんを置いて置いてるんです。

これはね、だけど、ほんまにね、それやったら後ろ向き、何ていうのかな、何がそんなにやらないという方向になるのかなあというふうに。教育的観点からやったら、私は絶対置くべきやと思いますよ。子どもたちが安心して学校生活を送ろうと思ったら。全く平群はそういうことに、学校側はね、何を根拠に置かない。今、保健室って言った、それ、だけど、家庭状況やって、そんなら男子どうなんの。男子はそういうのは必要ないから。まあ言うたら、保健室にそんなことで行くこともないと思いますし、そこら辺、もうちょっと柔軟に考えられへんかなと思うし、子どもたちの立場から、私は、やっぱり今の時代に合うような改善はしていくべきだと思うんですけども、最後になりますが、もう一度お答えください。

○議 長

教育長。

○教育長

先ほどから議員のほうから、生理用品のことについてね、まずは学校という役割の中で、教育的なことも含めて、そういう設置をというふうなことでの御意見、これを頂いております。そもそも、この生理用品の設置のことを御心配いただいてる、その一番根幹は何かと言ったら、子どもたち一人一人が、自身でこういった生理というふうな自身の体の仕組みについて自分で備えていくということに対して、しっかりと自覚を持って、そして力をつけていく、これが一番求められていることではないかというふうに考えています。その中で、子どもたちがどうやってその力をしっかりと備え、身につけていくのか。それを小学校段階、あるいは中学校段階、発達段階に応じて、学校はいろいろな関わりでそういった学びを授け、そして、学校でのその実態の把握に努めるというふうなことをしっかりとやっていっています。

先ほどの答弁の中にも申し上げましたように、学校は、保健室というところで子どもたちが訪ねてきたときには生理用品を渡す。無償で配付しながら、どうしてこの生理用品というものを持ってこれなかったのかというふうなことのいろんな場面を聞きながら、子ども一人一人の実態というものの把握に努めていって、その備え方について学ばせていると。要は、子どもたち一人一人を預かるということで、やはりきめ細かな指導を通じて、子どもたちを見守っていきこうというふうなことをこれまでも続けてきております。この営みというものをこれからも継続しながらやっていくというのが学校の考えであります。それは大切なことであると我々も認識しています。ですので、こういう方法で対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

今、教育長から答えありましたけどね、子どもたちが自分自身の体をね、きちっと認識をして、それは当然ですよ。だから、学校でも性教育もちゃんと、これは男子も含めてやってもらいたい。けれども、そんなんきっちりきっちりね、悪いですが、女性の体、決まった日にね、そういう状態になるとは限らないんです。いろんなことで突然なる場合がある。そのときに、やはりそういうものがあればすごく助かったということが、この間の全国的な、ほかで、何ていうんですか、アンケートを取った中でも書かれてるんですよ。また、保健室にもらいに行くことが行きにくいという子どももいてはります、実際。それも

答えとしてありました。そういうのを分かっても、ちゃんと準備してないのが何か悪いかのような、ちょっと私は答弁に聞こえたんで、そんなもんじゃないと思いますよ。いつ起こるか分からへん場合もある、不順な子なんかやったらいつ起こるか分かれへんのですよ。そのときに子どもが安心して、トイレにあったら使える、そのことで、まあ言わばトイレットペーパーを畳んで使うようなことをせんでいける。それを保障してあげてほしいって。

これ、経済的だけの問題じゃありません。女性の生理的機能に対して、当然トイレットペーパーがあるように置いてほしい、置くべきだということを私は主張しているわけであって、貧困のどうこう、それを見つけるために保健室に取りに来てもらうんだというだけじゃないんです。そういう、もう少し広い意味での子どもたちの、それこそ、女子生徒の体を大事に思うのであれば、私はそういう優しい対応をすべきだと思いますし、性教育についても、もう少し日本は、学校で男子も女子も含めてちゃんとしたことを教えるべきだと思います。

これはこれ以上言っても仕方ありませんが、しかし、非常にちょっと悪いですが、教育長の、私は、自分で自分の体を管理すべきだというふうな、に近い御答弁については非常にがっかりしました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

10時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時54分)

再 開 (午前10時05分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号2番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○11番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり大きく3点質問します。町長をはじめ職員の皆様には、質問に真摯に向かい合っていただき、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、質問に入ります。大きな１点目は、町は住宅地のストックを増やす施策をについて質問します。

奈良県や大阪府の自治体で、人口が増えている自治体、あるいは人口の減少が少ない自治体を調べてみますと、大規模な住宅開発による住宅地やマンションなどのストックがある自治体があります。私が思うには、住宅開発業者、マンションディベロッパー等は、宅地、住宅、マンションなどを売するために経営資源を投入し、販売を進めて、利益を出し、もうけているわけであります。それによって自治体の人口が増え、あるいは人口の減少が少ないと見ています。それによって自治体の財政が潤い、人口が増えるようになっておると思います。

平群町の面積は２，３９０ヘクタールあり、まちづくりには都市計画法によって縛りがかけられており、市街化を促進すべき市街化区域は３６８．２ヘクタール、１５．４％で、市街化を抑制する市街化調整区域は２，０２１．８ヘクタールで８４．６％と、町内の８５％は市街化、開発を抑制する区域になっております。また、市街化区域の中の地区計画区域を除き、ほとんどが住居系の用途地域に指定されておることから、工場、営業倉庫、大型店舗は建設できないようになっておるわけであります。

町内の大規模住宅団地の菊美台も住宅建設が進み、あと９０区画を切り、８６区画になったと聞いております。また、町内では新たな住宅開発が行われているという話も聞くことはありません。そこで、平群町として住宅地のストックを増やす方法としては、町内の駅近くの市街化区域の農地が結構目立つわけがありますが、その農地には後継者がいないという話もよく聞くわけであります。市街化区域の農地を宅地に転換を図り、また、住宅団地の空き家を解体して更地にすることによって、町内の住宅地のストックが増え、住宅地の流動化が促進されるわけであります。それによって町内で住宅建設が進み、固定資産税が増え、また、町外の人が住宅を建ててくれると人口も増えるわけで、市街化農地を転換することが、町財政の観点からも、人口対策としても、また、町の活性化にも有効であると考えます。

下図、下表に基づき少し説明いたしますと、ケース１で示しましたのは、最近、２４区画のミニ開発が行われました。下図の開発図面の建物は、私が適当に記入しましたし、まだ２４区画の全て住宅が建っていませんので、そのことを初めにお断りしておきます。そこで、このミニ開発を私なりに検証しました。開発前の土地は農地か雑種地で、面積は５，５７０平米で、税務課で大まかな平米当たりの課税標準額を確認したところ、２，７００円ということでしたので、課税総額は１，５０４万円となり、税率１．５８％で、税額は２３万８，０００円となり、開発後の宅地面積は４，２７０平米になり、平米当たりの課

税標準額が3万2,550円とすると、課税総額は1億3,899万円となり、税率1.58%で、税額は220万円となります。農地から宅地に転換することで、差引き、土地の固定資産税が19万8,000円増え、1区画当たりになると、土地の固定資産税は8万2,000円となります。また、仮に建物が120平米で、平米当たり課税標準額が9万2,000円とすると、課税総額は1,100万円となり、税率1.58%で、建物の税額が17万4,000円で、土地と建物の固定資産税が25万6,000円となり、また、町外から転入者として、その課税所得が仮に300万円とすると、町民税、税率6%で18万円となり、固定資産税と住民税を合わせると43万6,000円町に新たに入ることになります。24区画のミニ開発全てで町税が1,000万円増収となり、また、住宅ができることで、1戸当たり住民が3人から4人とする、100人近くの町の人口は増えることになります。

ケース2で示しましたのは、空き家を解体して更地にすると、固定資産税がどうなるかといいますと、仮に土地が200平米、建物が120平米で、築35年といたしますと、土地は小規模宅地に該当することから、課税標準額の6分の1が減免といいますか軽減されることで、平米当たり5,000円、課税総額は100万円となり、税率1.58%で土地の固定資産税は1万6,000円です。建物は築35年と相当古いと仮定しますと、平米当たり2万1,600円とすると、課税総額が259万円、固定資産税が4万1,000円で、土地と建物の固定資産税は5万7,000円となります。そして、空き家を解体しますと土地の軽減が受けられないことから、土地の固定資産税が9万5,000円となり、差引き、固定資産税が3万8,000円増えることとなります。

さらに、ケース3では、空き家を解体して住宅を建てるとどうなるかといいますと、古い住宅地の固定資産税は4万1,000円で、新しく建物が120平米で、平米当たり課税標準額が9万2,000円といたしますと、課税総額が1,100万円となり、税率1.58%で固定資産税が17万4,000円、差引き、固定資産税が13万3,000円増えることとなります。また、町外の人が住宅を建ててくれることで人口も増えるわけであります。

そのことから、市街地農地から宅地に転換し、また、空き家を解体して住宅を建ててを町の最重点課題とすべきと考え、2点質問いたします。質問といたしますか、提案いたします。

(1)は、市街化農地から宅地転換者への支援について提案します。

土地を売却しますと、仲介手数料が3%、測量代、契約書等の印紙代など、売買に直接的なもの以外に、所得税は分離課税となり、長期所有で15%、短

期所有で30%、復興特別所得税は所得税の2.1%、そして翌年度には住民税が長期保有では5%、短期所有では9%払わなくてはなりません。さらに、国保税とか介護保険料などは、今までよりも高くなることから、市街化農地を売却していただける方に売却価格の1%、かつ上限を100万円支援すべきと考えます。仮に売却価格が1,000万円であれば10万円、5,000万円であれば50万円、1億円以上であれば100万円となります。

(2)は、空き家を解体して住宅を建て替えてくれる人への支援について提案します。

住宅所有者の転居や死亡などによって、町内の空き家は320戸あると聞いております。その多くは木造住宅であり、老朽化、地震などの自然災害によって倒壊する危険性があり、不法投棄、放火といった犯罪リスクが高まることでエリアの資産価値を下げることになりかねないわけであります。

ケース3で示したとおり、1戸当たりの建物の固定資産税が13万3,000円増え、全ての空き家が建て替わることによって約4,100万円、そこで町の固定資産税が増えることとなります。空き家を解体して住宅を建てる人に最低でも10万円支援すべきと考えます。何か間違っておりましたら訂正をしていただいても結構です。

次に、2点目は、入札制度を改革すべきではについて質問します。

平群町の指名競争入札では、工事案件は予定価格を事前に公表しておりますが、測量、コンサル、調査などといった案件は、入札後に予定価格を公表します。国土交通省のホームページによりますと、奈良県や近隣の三郷町、斑鳩町、安堵町や生駒市では、工事、測量、コンサル、調査など全ての案件で入札時に予定価格を事前に公表しています。事前公表は、予定価格を聞き出すなどの不正行為が防げる、また、入札不調が少なくなるなどのメリットがあることから、町も全ての案件で入札時に予定価格を事前に公表すべきではないでしょうか。

あわせて、次の3点を質問します。

(1)は、現制度になった経緯についてお尋ねします。

(2)はプロポーザル方式による業者選定はどのような方法で行っているのか、お尋ねします。

(3)は、令和6年度の落札率、入札不調はいかになっておりますか、お尋ねします。

3点目は、平群町商工会への支援について質問します。

商工会は、商工会法によって定められており、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を

行う団体であります。また、国や都道府県、小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関であり、小規模事業者への支援、小規模企業施策等、様々な事業を実施することになっています。

平群町の商工会は１９７２年、昭和４７年６月に会員数１３５社でスタートしまして、２０２３年は２０２社と通告しておりましたが、転記ミスで２０８社の間違いですので、訂正をお願いいたします。会員数２００社を切ると、会員代表による議決できる総代会ができなくなり、会員全員での議決をする総会を開催しなければならなくなり、会員や事務局の負担が大きくなると言われていることから、町は会員数の増加などについて、もっと支援すべきではないでしょうか。また、商工会の土地建物は誰になっておるのか、お尋ねします。

以上３点が私の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長

寺口理事。

○理事

森田議員の１項目め、住宅地のストックを増やす施策についての御質問にお答えいたします。

１点目の市街化農地から宅地への転換に対する支援についてです。市街化農地が宅地に転換されることで、人口増加及び税収増加につながる可能性があることは、議員お述べのとおりでございます。しかし、市街化農地の転用は、土地所有者の意向により住宅用地として売却、自己名義でのアパート経営、商業施設としてなど、様々なパターンが想定されます。議員御提案の宅地として売却する方への支援策につきましては、宅地用地として売却するのか、売却せずにアパート経営のために活用するのかなど、転用目的により不公平感が生じる懸念があり、また、売却者は売却に伴う出費があるものの、売却益もあることから、現時点では考えておらない状況でございます。

次に、２点目の空き家を解体して住宅を建て替える方への支援策についてお答えいたします。空き家の利活用に向けた取組といたしまして、住宅等の実態に係るアンケート調査を実施いたしました。その中で、空き家対策で望む行政支援の１位が解体費補助３９．７％、２位が遺品整理の補助３７．９％、３位が賃貸化に向けたリフォーム補助２１．６％となっており、解体費補助は空き家の所有者からもニーズが高いと認識しております。

議員御提案の空き家の解体者への支援策につきましては、空き家バンク制度と掛け合わせることで、空き家の流通、利活用の促進、活用できる住宅の増加につながるものと考えておりますことから、遺品整理補助やリフォーム補助なども含め、空き家対策との整合性を図り、検討してまいります。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

理事から御答弁いただきましたんですけど、分かりますとか検討しますとか言っていたら非常にありがたかったんですけど、空き家の解体については多少御理解を頂いたというふうに思うんですけど、そのことを踏まえて順次質問させていただきます。

町の住民台帳によりますとですね、令和5年3月末の人口は1万8,340人で、本年3月末の人口は、外国人を含んで1万8,261人と、1年間で79人減っております。手元の資料によりますと、外国人は逆に16人増えておるわけですから、外国人がなければ、減ってる人数も増えるんじゃないかと思えます。そして、人口動態別に見ますと、出生者が81人、死亡者が256人、差引き175人が減っております。また、転入者を見ますとですね、559人が入って、転出者が465人と、逆に94人増えているわけですね。これを自治会別で見ますと、椿台が30人、緑ヶ丘は24人、若葉台が23人、若井で17人となっております。データの的にも見て明らかのように、住宅地のストックがある自治会の人口は増えております。私は、自分自身が町内を回っても、肌実感として、住宅地のストックがあるところは人口が増えておるんじゃないかというふうに思います。

住宅ストックがなかったとすれば、町長ね、私は300人以上、逆に400人ぐらい人口減ってると思いますよ。そして、出生者が81人、教育長ね、81人となればですね、5年先どうなると思いますか。3クラスでいいようになる、転入者がなければですよ、というような事態になるわけですから、非常にこの問題は、町全体としてやはり捉まえていかないといけないと思います。

先ほど理事からいろいろ話がありましたんですけどね、本当にね、長期で土地を持っても、大体売ればね、25%から30%税金に持っていけます。仮に5,000万円で土地を売ってもですね、手元に残るのは3,700万円ぐらいなんです。悪く言えば3,500万円ぐらいなんです。これは、何も根拠になるわけじゃないですから、これをしっかり庁内で議論していただいね、今、新婚世帯に何とかいうのをやっておられるじゃないですか。そんなことをやるより、これをするののほうが私は効果があるんじゃないかというふうに思います。

先ほど、建て替えについてはですね、いろいろ話を頂きましたけどね、この計算は、町から私の家にこんな固定資産の通知書を頂いて、これで試算しまし

た。普通であればですね、古家を潰したら税金が３倍になるというふうに聞いてましたんですけど、意外と少ないなというふうに思っております。

それともう一つね、予算委員会でも申し上げましたが、７月２７日に議員研修がありましてね、関西大学の防災で有名な河田先生のお話を聞くことがございました。このときおっしゃったのは、関東大震災のときは、人的被害は火災によったんだけど、阪神大震災、熊本、能登半島地震は、人的被害は建物の倒壊によって人的被害が出てると。これはデータの的にも明らかですから。今、町がやろうとしている空き家バンクね、それが本当に有効かどうか。私は、逆に言えば将来の負担をつくってるんじゃないかな、逆に言えば。地震も近いということを言われておりますので、それもやはり検討することも考えていただきたいなと思うんですけども。

先ほどの農地を売る方についての支援について、もう一度答弁いただけませんか。

○議長

寺口理事。

○理事

いろいろ質問もしていただいた中で、農地を売ることについて、再度答弁をということでございます。議員お述べのケース１から３、それぞれにおきまして、ある一定の人口増加や税収増加につながる可能性があるということは理解をしておるところでございます。ただ、市街化農地につきましては、地権者の意向や誘致により土地利用がされており、バイパス沿線等につきましてはほとんどが利活用され、また、地域性にもよりますが、個人宅や共同住宅、吉新や三里、西宮地区などにおける比較的駅に近いところにおきましてはミニ開発もされているところでございます。また、菊美台や下垣内地区等の利活用が可能と思われる農地につきましても、地権者の大半が農地として土地を利活用したいという意向を持っておられるとお聞きもしております。

そのようなことから、宅地に変換する可能性の高い用地も土地利用ができる用地もございます。これにつきましては、利用可能な全体の面積が１３ヘクタールにつきましては、吉新、三里地区あたりで２ヘクタールという形でこちらのほうでは試算をしております。市街化区域ということで、利用促進を図るというものの、議員御提案の市街化農地から宅地への転換に対する支援等につきましては、難しいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

今、バイパス沿いの話になりましたね。あれは住宅が建たない地域になっているわけですよ。そういう認識に立ってですね、皆さんがまちづくりをしないといけない。あれは店舗等しか建たない地域で、営業倉庫も建たない地域になっているわけですから、それは職員自体が、全職員が理解しないといけないことじゃないかというふうに思いますよ。1%のことについては根拠はありません。私は売るモードをつくる。売る方を見ても、いろいろ話を聞いた中で、やっぱり相続が一番大きいんですよ。相続のときに土地を売る。周りを見てもそういうことがあるんじゃないかというふうに思いますよ。だから、自分で、理事ね、町を歩きなさいよ。自分で歩いてですね、肌実感を見れば、絶対にストックがあるところが人口増えてるわけですよ、先ほど申し上げたように。自分で足で歩いてですね、汗を出して提案しないと私はいけないと思いますよ。私は自慢じゃないですけど、年四、五回は町内全部歩いてますよ。だから、それは大切なこと、逆に、教育長には、81人になったときに、ならないようにどうするんだということも大切なことだというふうに思います。81人になったら、3クラスでいいじゃないですか、それを防ぐためには転入者を増やす、どういう施策をする。ソフトのことは今日は申し上げませんが、ハードのことしか私、今回質問してませんが。

それとね、理事からですね、希望してない。本当ですか。私、ある人に聞いたんですけども、そういう農地を市街化調整区域から逆に市街化区域に転換してほしいということを町にお話しに行ったこともあると。今現在ですね、農業委員会でもそういう検討に入ってるというふうに聞いておりますので、しっかりですね、ここ四、五年が勝負だというふうに私思いますよ。四、五年が勝負だと思います。といいますのは、住宅を建てる人は大体35年から40年ローンなんですよ、何度も言いますように。そうすると、一般的であれば、35年平群町に住んでくれる人ですから、そういう人たちを大切にする施策を、川下じゃなく、川上の施策を私は講じないといけないというふうに思います。何とかですね、人口を増やす制度をしっかりと、地に着いた提案ね、理事。町長、副町長が喜ぶような企画してあげてくださいよ。そのことをお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○ 議 長

寺口理事。

○ 理 事

森田議員の2項目め、入札制度を改革すべきではについての御質問にお答えいたします。

1 点目の現制度になった経緯ですが、財政健全化の取組に伴う入札制度改革の一環として、平成 19 年 6 月に競争入札に係る事前公表の事務取扱要綱等を制定し、全業種における指名業者の非公開及び郵便入札を導入いたしました。その際、建設工事の発注に当たりましては、透明性の確保及び不正行為の防止を図るため、予定価格の事前公表及び最低制限価格制度を導入いたしました。

2 点目のプロポーザル方式による業者選定方法についてでございます。プロポーザル方式は、随意契約の手法の一つとして、その性質や目的が競争入札に適さない場合において認められており、本町では計画の策定や効果的な広報活動など、業者の知見を生かしたよりよい提案を求める場合に実施しております。業者の選定に当たりましては、公募型と指名型があり、公平性、競争性を確保するために、原則として公募型を行っておりますが、特定分野の人材派遣など専門性の高い業務などの場合は、確実性、迅速性を重視した指名型で行うこともございます。

公募型の流れといたしましては、事業内容について公告を行い、応募のあった者から定められたテーマの企画書、提案書などの提出を求め、書面審査もしくはプレゼンテーションを実施し、次に、審査委員会におきまして審査、採点をし、最も適した提案をした者を優先交渉権者として選定をしております。

3 点目の令和 6 年度の落札率及び入札不調件数についてです。8 月末時点での建設工事は 9 件中 2 件が不調、落札率 87.2%、測量コンサル業務は 8 件中 1 件が不調、落札率 59.0%、物品その他は 33 件中 6 件が不調、落札率 79.5%となっております。

全ての事案で入札時に予定価格を事前に公表することにつきましては、国の指針においては、入札前には公表しないものとされております。一方、地方公共団体におきましては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はありませんが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとするとしてされております。

予定価格等を入札前に公表すると、職員への働きかけや入札不調が生じる可能性が減少する一方で、予定価格が目安となり競争が制限され、落札価格が高止まりになること、適正な積算を行わずに参加できてしまうこと、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの問題があることから、全国的には半数以上の自治体において事後公表、もしくは非公表の取扱いとなっております。

現状といたしましては、測量コンサル業務、その他においては高い競争性が発揮されているものと認識しており、その他事前に公表すべき特段の事情も生じていないことから、現在のところ見直しは考えておらない状況であります。

今後も入札内容や落札率、国や近隣の動向などに注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。理事からですね、全て事前公表はしないと、今までどおりでやるということ。それであれば、県とかですね、近隣の市町村はなぜ全て公表してるんですか。何か調べられましたか、通告してますから。調べましたか。私は全て公表すべきじゃないかというふうに思います。

それとですね、プロポーザルの審査委員のメンバー、個人情報にならない限り、どういう人たちか、弁護士は入ってるのか、それが分かれば教えてください。

それと入札不調ですね、私、役場に來たら必ず、入札一覧表という1階にあるところ、必ず見てます。最近は不調が多い。去年に比べてですね、非常に多いと思うんですけど、不調の原因が分かりましたら教えてください。

それとですね、私、3年前ですか、掲示板のところにですね、緑ヶ丘のD地区の不明水調査が、地元の業者が858万円で入札してたんじゃないかと思うんですよ。地元の業者ですからいいことだと思ってたんですけど、この会社、測量がメインの会社じゃなかったと思うんですけども、3月末でしたから、不明水がたくさんあるので県水に接続できなかったと報告がありました。ということは、また新たに改修工事が今年度、入札で行われておりました。また、白石畑・平等寺の国土調査業務、一般競争入札が7月30日にあったようですが、落札額が1,688万円でしたかね。それがですね、先ほど言いました緑ヶ丘のD地区の不明水調査を行った会社の札は幾らだったと思いますか。1億8,500万円ですよ、1億8,500万円。誰が考えてもおかしいんじゃないかと思うんですけども、担当として、今のことについてどのように思われますか。

○議長

寺口理事。

○理事

奈良県等の考え方といいますか、見解についてでございます。奈良県につきましては事前公表を実施しております。奈良県いわく、福岡と奈良県だけであり、業者の積算能力が育たない。また、くじ引が多くなるという課題があったため、今後、事後公表に切り替えていくというようなお話も聞いております。

予定価格等の公表時期については、話題としているところなんですけれども、具体的な検討段階には至っていないとのことを聞き取りのほう、奈良県よりしております。

プロポーザルの審査員のメンバーということでございます。それにつきましては、町職員の部長級以上という形で審査のほうをしておるところでございます。

入札不調が多い理由なんですけれども、工事や業務など実施案件の内容によりまして、過去の応札や落札実績等も考慮しながら、指名登録業者から町内町外業者を選定しております。ただ、その大半で、最近は業務多忙を理由に辞退するということが多くなってきております。そんなことから、結果的に応札が1者のみというようなケースが多々ございました。不調の主な理由については、以上のような内容でございます。

○議長

浦井政策推進課長。

○政策推進課長

補足のほうで説明いたします。

まず、緑ヶ丘D地区の業務のことなんですけど、今年度、改めて担当課のほうで実施をするということで実施をされておられます。ちょっとすみません、前回の金額等については、今ちょっと手元に持ち合わせがちょっとなくて、後でお調べさせていただきます。白石畑・平等寺地区の地籍調査ということなんですけど、議員おっしゃっていただいたように、当初の入札実施によって、入札不調となっております。こちらにつきましては、10社、業者を指名して、応札があったんですけども、担当課のほうでも設計金額等をしっかりしてるんですけども、全社より予定価格を超過するというようなことで、入札が成立をしなかったということになりました。その後、担当課のほうで設計金額等を見直すことによって、また応札状況も見まして、一般競争入札に切り替えて実施をしたという経過になっております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

入札制度についてはですね、大分昔から、議事録をですね、全部見せてもらって、多くの議員が入札制度の改革について一般質問されております。特に共産党の方が熱心に一般質問されてたように記憶しておりますが、私は、全ての事案で事前公表してですね、それによって不調件数も減らすとかですね、そう

いうことに取り組まなければならない。近隣はなぜそれをやめないのかということも調べていただきたい。県は何か委員会で立ち上げて検討していただいているようですが、事前公表しなければ、全てで自分とこで積算しないと、工事であればですよ、積算しないといけないので負担も大きくなるというふうに思います。不調はですね、今回のこのたびの物価高騰によるものじゃないかなというふうに思います。

それとですね、先ほどの白石畑のね、入札価格は、入札の一番札が1,688万円ですよ、手持ち資料では。それが1億8,000万円で札入れてるんですよ。こんな成否があるというふうに思われますか。私は、地元業者を優先するということは非常にいいと思う。これ一般競争入札ですから、仕事をするために、逆に言えば応札してるわけじゃないですか。それはこれ以上言っても分からないんだと思いますが、一般競争入札も含めて、入札制度については、やはり地元の方が仕事をできるだけやりやすいようにやっていただくということはずまずお願いしておきます。ただ、専門外の仕事についてはですね、注意を払っていただきたいなというふうに思います。そんなことを言ってもですね、全体の工事量が減ってきてます。町の財政が厳しいということで、全ての発注が減ってきておりますので、その点も頭に入れてですね、問題の起こらないよう、発注とか、後の監理のほう、きっちりしていただきたいと思います。この質問はこれで結構です。

○議 長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、3項目めの平群町商工会への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の会員数の増加等に対する支援についてでございます。平群町商工会は、令和5年度末時点で会員数209名が加入されており、地域の身近な相談窓口として、経営相談や税務、金融など、中小企業、小規模事業者が抱える様々な課題に応じて、きめ細やかなサポートを行い、事業者支援の中心的役割を担っておられます。また、平群町とは様々な公益性の高い事業を連携しながら実施をしており、商工会に対しまして、毎年、運営費や事業費などの補助を交付しているところでございます。

平群町内の新規創業者に対しましては、特定創業支援等事業として、商工会が実施する経営、財務、人材育成、販路開拓の講義を受けた創業者に対して、本町が証明書を交付することにより、会社設立時の登録免許税の軽減や、無担保、第三者保証人なしの操業関連保証など、様々な優遇措置を設けており、会

員数の増加にも一翼を担っております。

今後におきましても、引き続き商工会と連携を密にし、本町として積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目の商工会館の土地・建物の所有者についてでございます。土地の所有者は平群町となっております。建物については、平群町商工会となっております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

ありがとうございます。商工会には町から、決算書を見ますと550万円補助金を出していると。毎月新聞折り込みのビラが入ったりですね、この日曜日に青年部の方がね、花火大会をやっていただけます。青年部何人かと思ったら、データで見ると9人しかいらっしゃらないんですよ。9人でこんなことやってくれるわけですから。それとですね、年末には平群駅前のイルミネーションをやってくれたり、春には西小学校跡地でですね、桜を見る会なんかをやってくれると思いますので、本当に200人を切らないためにどうするのかと。本格的に町もですね、考えていただかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。

1点目はですね、土地は平群町が貸してある。契約書は当然あると思うんですけども、建物は相当古いと思うんですよ。私、耐震化ができてないんじゃないかなと思うんですよ。平群町という冠がついておりますので、やはり町としてもどうするんだということも考えていただきたい。これは答弁要らないんですけども、契約書のことについてはお尋ねします。

それともう一つ、先ほど言いましたようにね、やはり地元業者に優先的に発注する、仕事をしてもらう、物を買うということはできないんでしょうか。その2点だけお尋ねします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、土地について契約書はあるのかという御質問です。土地については、公有財産の無償貸付契約を締結しております。なお、建物につきましては、町が商工会館を使用する場合なんですけども、無償とする商工会館の使用及び管理に伴う覚書を締結しております。

商工会に発注できるものを優先的にできないかということでございます。過

去については、商工会にプレミアム商品券などの発行事業をお願いした経緯もありますが、今後につきましても発注可能なものについては、一定考えながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

よろしく願いいたします。土地は平群町ですので、隣の土地を、中央公民館跡地を売ってしまったわけですから、塀を造るとかですね、そういうことも当然やらないと、財産保全のためとか防犯のために塀を造るとかそういうこともしていかないといけないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、地元業者を優先的に本当に考えてやってほしい。どこの会でもですね、会員数が減って困ってるんですよ。維持ができない。商工会じゃなくて、私もほかで関係してる団体もあるんですけどね。一般財団法人であってもですね、公益でもですね、会員数がべらぼうに減ってます。みんな会員の方は、必ず言うのはメリットがあるか、それを追求されますので、町長、副町長、教育長の理解を頂いてですね、地元業者にですね、なるべく同金額であれば地元業者優先をお願いしたいと思います。

それとですね、先般、第10回「<ナント>サクセスロード」スタートアップ部門で、平群町の健康食品の企画販売しております株式会社m a s h i c h o i が優秀賞を受賞されました。町の活性化のために新しい事業を立ち上げる方に、やはり増やす必要があると思いますので、そういうことも商工会に委託されたらどうかというふうに思います。

また、三郷町の商工会のホームページを見てください。本当にびっくりするぐらいの情報提供されております、会員の。いろいろ言いましたけどもですね、平群町の基幹産業は農業ですけれども、商工業者も元気になってもらわないと困るわけですから、その辺のことも考えていただきたい。商工会の支援、地元業者の支援について検討をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時57分)

再 開 （午前 11 時 10 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 3 番、議席番号 1 番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○ 1 番

皆様、こんにちは。発言番号 3 番、議席番号 1 番、関順子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり大きく 3 項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、大きく 1 項目めは、緑のサポーターの取組についてでございます。

総合文化センターの緑のサポーターの皆様におかれましては、いつも美しいバラの花や花壇の手入れや水やり、肥料やりなど、様々に毎日お世話をおかけしていただいているおかげで、総合文化センターを訪れる皆様にとりまして、美しいバラの花や花壇の花を観賞させていただき、目で見たり、香りを楽しませていただいたり、本当に癒やされております。いつも皆様の御苦勞に頭が下がる思いでございます。感謝の気持ちでいっぱいでございます。ありがとうございます。

総合文化センターが完成された頃、ボランティアの方々が善意で総合文化センター前にバラの花を植樹していただき、その後、令和 2 年秋に花のお世話をしてくださる緑のサポーターが発足されたとお聞きをしております。バラのお世話をはじめ、花壇のお世話は毎日のことですし、そのお世話は本当に口では言い表せないほどの御苦勞があると思われます。最近では、サポーターさん方の高齢化も進んでいるとお聞きしておりますし、また、肥料や栽培に係る物品など、少しの費用で賄っておられると聞いております。バラの栽培にはお金もかかりますし、サポーターさんには経済的にも大変な御負担を強いられているように思います。

総合文化センターに関しましては、平群駅前にはまさに平群の玄関口になります。また、バラは平群のバラというブランド名でもあります。今後、数年後に総合文化センターに隣接されるであろう役場新庁舎の完成を見据えましても、今の美しいバラ園と花壇は大切に後世に残していかなければならないと考えます。そこで 6 点お尋ねをいたします。

一つ目、植栽などにかかる費用は年間どのくらいかかっていますでしょうか。

二つ目、今後、難しいバラのお世話や植栽のお世話をされるサポーターさんたちの後継者づくりはどのようにお考えでしょうか。

三つ目、住民さんの中にはガーデニングや草花がお好きな方々が多くいらっしゃると思います。年に数回、広報に掲載したり、ポスターを掲示したりして、緑のサポーターを募集されて、マンパワーを増やされてはどうでしょうか。

四つ目、仮称バラ基金などと命名して、毎年基金として設置して、植栽などの費用に充ててはどうでしょうか。

五つ目、また、仮称バラ募金などとしまして、募金箱を公共施設に設置するなどされて、植栽の費用などに充ててはどうでしょうか。

六つ目、また、今後は植栽などにかかる費用を教育委員会としてもしっかりと予算計上されるべきではないのでしょうか。よろしくお願いします。

大きく2項目めでございます。2項目めは、A E Dの活用についてです。

A E D、自動体外式除細動器とは、皆様御承知のとおり、心臓がけいれんして血液を流すポンプ機能を失った状態、心室細動になった心臓突然死の原因となる重症不整脈を起こしている心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。心臓を元の状態に回復させようとするもので、一般住民の方でも簡単に操作することができ、一般の人が使用できるようになって20年になります。

総務省消防庁によりますと、何もしないで救急車を待つより救命率が4倍も上がると言われております。医師からつくる日本A E D財団によりますと、2005年から2022年まででA E Dで助かった命は7,656人と言われております。

A E Dの操作方法は、電源を入れると音声で案内してくれるため、どなたでも簡単に使えます。蓋を開けた瞬間、自動的に電源が入るタイプ、ボタンを押して電源を入れるタイプがあります。あとは音声に従い、倒れた人の胸を裸にして電磁パッドを貼ります。自動的に心電図の読み取りが始まり、除細動が必要か不要かを知らせてくれます。必要な場合はボタンを押して電気ショックを与えます。

現在、日本では、総務省消防庁のデータによりますと、毎日約200人が心室細動という不整脈によって突然命を失っているそうです。A E Dは、異常が生じた心臓の動きを正常な状態に戻すために、とても有効な医療機器です。命をつなぐためのA E Dの果たす役割はとても大きいと考えます。

そこで、3点お尋ねをいたします。

一つ目、本町において、A E Dの公共施設、自治会館、民間施設での設置状況、あわせて、自治会館に設置する際の補助金などはどのようなになってますで

しょうか。

二つ目、A E Dを使用する場合、女性に対して使用するケースが低いとのN H Kの実際のデータがあります。A E Dの電極パッドを貼りつける場合、高校生以上の女性の場合、どうしても肌を露出してしまうため、救命処置をする方がちゅうちょしてしまうからです。そこで、女性のプライバシーを保護するとともに、応急処置にも使える三角巾を体にかぶせ、処置をするようになった自治体が近年増えております。また、白色だと肌が透けるので色つきの三角巾を使用する自治体も増えているそうです。それについて本町はどのようにお考えでしょうか。

三つ目、せっかく町内に設置をしているA E Dをさらに広く住民の皆さんに周知をしていただき、防災訓練や自治会などを通し、講習会を開催して拡充してはどうでしょうか。今後の本町のA E Dの講習会開催の予定やお考えをお聞かしてください。よろしくお願いします。

大きく三つ目でございます。竜田川バリアフリー化の進捗状況についてです。

昨年の12月議会でも質問をさせていただきましたが、近鉄竜田川駅のバリアフリー化は、平群町の長年にわたる喫緊の課題でございます。御承知のとおり、近鉄生駒線でバリアフリー化をされていない駅は竜田川駅だけでございます。11段の階段があることで、高齢者や障がいをお持ちの方、また、子育て世代の方々は大変御苦勞を強いられております。

現在、町全体の生産年齢人口も年々減ってきていますし、最寄りの団地の方々の高齢化で、竜田川駅の乗降客数も減っている現状ではありますが、来年の夏には国道168号線沿いの椿井地域に大型商業施設が2施設も完成を予定しております。今後は、買物客や商業施設で働く方々が増えて、竜田川駅の乗降客数も増加をされると予想されます。また、近隣住民の方々の運転免許返納者も増えており、交通手段を電車やバス、デマンドタクシーに頼らざるを得ない状況でございます。

そこで2点お尋ねをいたします。

1点目、昨年私が質問して以来、近鉄さんとの協議や交渉など、進捗はいかがでしょうか。

2点目、来年の夏に大型商業施設2施設がオープンをいたします。それまでに何とか竜田川駅のバリアフリー化が実現できればと期待したいところでございますが、本町としてのお考えはいかがでしょうか。

以上、大きく3項目にわたりまして理事者側には端的明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、関議員の大きな1項目め、緑のサポーターの取組についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、植栽にかかる費用は年間どれぐらいかかっているのかについてでございますけども、過去3年間の費用としまして、町の予算から令和3年度に約19万円、令和4年度に約17万円、令和5年度に約9万6,000円支出しております。主に消毒剤、肥料、腐葉土、花の苗を購入しております。会の発足当初の令和3年度、4年度には、それらに加え、一輪車やスコップ、くわ、剪定ばさみなど、作業をしていただくのに必要な資材を購入しております。

また、緑のサポーターとしては、奈良県緑化推進協会から花いっぱい推進事業の交付金を令和3年度から5年間ということで、初年度は5万円、以降は毎年2万円の交付を受けております。昨年度は、その費用を活用して駐車場入り口付近の植栽箇所にパンジーを植えております。

次に、バラのお世話やサポーターさんたちの後継者づくりですが、会員の皆様からの紹介などで活動に賛同を得て、新たな会員の確保に努めていただいております。また、教育委員会としましても、町のホームページに募集の掲載や、総合文化センター内の掲示板に募集の掲示など、周知を行っております。

現在まで、多くのボランティアの皆様のおかげで、総合文化センターの植栽箇所を適切に管理していただき、景観形成に大きく貢献していただいていることから、緑のサポーターの方々とも十分協議し、後継者が不在になることのないようにしていきたいと考えております。

最後に、植栽などにかかる費用については、仮称バラ基金や仮称バラ募金の設置をしてはという議員からの御提案を頂きましたが、今年度においても、作業労力の省力化を図るための備品の購入も行っており、随時話し合いの中で必要なものについては購入しておりますので、今まで同様に、植栽などに係る経費につきましては、総合文化センター施設の必要な維持管理経費として予算の確保を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

大変前向きなお答えを頂きまして、ありがとうございます。過去3年間の必要経費はきっちりと計上されているとのこと、私自身とても安心いたしました。ありがとうございます。奈良県からの交付金に関しましては、もうすぐ5年を

迎えますので、また、その分のフォローが必要かと思いますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

2番、3番目の後継者と募集ということに関しましては、広報やホームページへも毎月掲載していただいているということで、今は15名ぐらいのサポーターさんでやっていただいているのでしょうか。また、新たな会員さんの確保へのお取組に対して、また引き続き、さらなる御周知をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

年に一度の草刈りの日などもですね、この間も大変だったというふうにお聞きしておりますけれども、広報ページなどに掲載されて、住民さんへの参加もですね、お手伝いしていただいたらどうでしょうか。またよろしくお願いいたします。

あとですね、4番、5番の基金や募金に対しましては、今は、現状は必要ないということですね。またサポーターさんたちと協議をされまして、またそのとき必要であれば御検討をよろしくお願いいたします。

6番の植栽に係る経費は、予算の確保を行ってくださるということですね。ありがとうございます。

2点また再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目は、今後ですね、バラはすごく専門知識が要ることだと思います。バラに関する人材もですね、必要になってくる時期が来ると思います。そこをですね、ぜひ視野に入れていただきまして、人件費として予算計上をしていただければと思います。いかがでしょうか。

そして、2点目は、ボランティアの皆さんの町の窓口担当者が明確でないと思われま。現在のボランティアさんたちとよく協議をしていただきまして、ボランティアさん任せにするのではなく、これからはきっちりと緑のサポーターさんの窓口担当者を決めていただいて、さらに皆さんの御意見を聞きながらお取組を頂けますでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

2点質問を頂きまして、まず1点目ですけれども、バラの人件費の予算計上ということなんですけれども、この件に関しましては、現状のサポーター制度ということで取り組んでいきたいというふうに考えておるんですけれども、先ほども答弁させていただきましたが、後継者が不在になるということがないようにですね、こちらでも支援していきたいというふうに考えております。

それからもう1点、町の担当者が分かりにくい、そういうような声があると

ということだと思うんですけども、これにつきましては、総合文化センター内の中にも担当職員、一応、基本的には決めてるということです、また、その辺は周知させていただきたいというふうに思います。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございます。不在にならないようにということで、くれぐれもどうぞよろしくお願いいたします。

では、総合文化センターの中に窓口担当者がいらっしゃるということでよろしいでしょうか。では、その方からまたいろいろサポーターさんたちのほうへ御連絡いただいたりという、そういう役目をどうぞよろしくお願いいたします。

この間も手づくりの水やり用ですね、スプリンクラーも早速作っていただいたとお聞きをしております。本当に感謝申し上げます。総合文化センターの前は平群町の玄関口でございます。どうぞこれからもですね、美しいきれいなバラ園を末永く維持されていけますように、また、緑のサポーターさんの皆様と町が手を取り合っていただきまして、後継者が不在になることがありますように、平群町の後世のためにも、町民の皆様を楽しませてあげられますように、どうぞよろしくお願いをいたします。

1項目めはこれで結構でございます。ありがとうございました。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうから、まず1点目の公共施設、自治会館、民間施設でのAEDの設置状況について御説明します。

公共施設につきましては、役場やプリズムめぐり、総合文化センターのほか、各小中学校、各こども園等、全ての公共施設、17施設に設置をしております。また、自治会館等につきましては1自治会、民間施設につきましては約20施設に設置している状況でございます。

次に、AEDに伴う補助金ですが、自治会館への施設設置に伴う補助につきましては該当はしませんが、地域での自主防災活動の一環として、AEDの購入もしくはリースを検討される場合につきましては、その経費については、自主防災組織や自警団を対象に交付しております安全なまちづくり補助金に該当するため、その補助金を活用いただければと考えております。

次に、2点目の三角巾の設置については、胸元を覆う布、止血や患部の固定にも活用できる三角巾を整備することは効果的であると考えております。町の

公共施設に設置しているＡＥＤに対して、色つきのですね、三角巾の設置の検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、３点目の周知の関係につきましては、町におきましても本年５月にくまがしホールにおきまして、職員向けの救命救急訓練を実施し、ＡＥＤを活用した講習会を実施しております。引き続き、広報紙やホームページ、また、地域での出前講座、町や地域での防災訓練の際には、ＡＥＤの重要性について周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○１ 番

大変ありがとうございます。公共施設にＡＥＤが１７台、自治会館には１台、民間施設に約２０台ということですね。補助金に関しましては、自主防災活動の一環として交付されるということでございますね。

ここで再質問は、自主防災組織はですね、３０団体あると聞いておりますけれども、その皆様への補助金についての周知はどのようなのでしょうか。

それから、町内に３店舗ある、コンビニがあります。ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンには設置していないと思われます。この３店舗、２４時間営業ですのでですね、設置していれば大変便利だと思います。住民さんからもそういうお声が出ております。来年オープン予定のトライアルさんも２４時間営業です。こういった２４時間営業の店舗に対しまして、町からのお声かけ、ＡＥＤの設置などのお声かけなんかはできないものでしょうか。

それから、あとですね、役場にもＡＥＤがありますね。夜勤者がいらっしゃると思いますけれども、もし緊急時ですね、夜間帯にＡＥＤをお借りすることは可能でしょうか。お尋ねをいたします。

あと、２番目のところの公共施設の三角巾設置につきましては、前向きなうれしい御答弁を頂きまして、本当にありがとうございます。この部分もちょうと再質問ですが、いつから三角巾を設置していただけますでしょうか、お尋ねをいたします。

３番の周知のところですが、大変ありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、再質問ですけれども、まず、補助金の件は、自主防災組織への周

知ということでございますが、こちらのほうにつきましては、自主防災組織の総会等がございまして、その際に説明させていただいております。また、ホームページ等にも掲載して周知を行っているところでございます。

そしてまた、２点目、２４時間のコンビニエンスストアに設置ということでございますが、コンビニなど民間事業者の設置につきましては、やはり設置費や維持管理費用が必要になってくると、そういったことから、個々への依頼というのはまだ難しいと考えております。そういった中で、ＡＥＤの重要性や活用について町広報紙とかホームページで広くですね、重要性を呼びかけて、そして、引き続き対応してまいりたいというふうには考えております。

３点目の役場のＡＥＤにつきましては、入り口を入れてすぐ右手なんですけど、宿直室があるところにＡＥＤが一つ設置しております。そちらのほうにつきましては、夜間は宿直がおりますので、２４時間、夜間につきましてもお渡しは可能となっております。

４点目の色つきの三角巾につきましては、今現在こういった形の部分が透けないのかとか、ちょっと今、情報収集をやります。それができたら、早急に町内にある公共施設につきましては設置を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○１番

前向きな御答弁、大変ありがとうございます。前段でも述べましたように、ＡＥＤを活用することで助かる命がたくさんございます。１回訓練しても、私たち議員も訓練しましたが、誰でも１年たちましたら忘れてしまいますので、どうか町としましてですね、ＡＥＤの訓練の機会を増やしていただきまして、町民さんや職員の皆様にＡＥＤの重要性の周知をどうかこれからもよろしく願いいたします。２項目めはこれで結構でございます。ありがとうございました。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、３点目でございますけれども、竜田川のバリアフリー化の進捗状況ということで、１点目、２点目の御質問を併せてちょっとお答えさせていただけたらと思います。

令和５年１２月末に、近鉄の方とまちづくり等の意見交換の際に、まちづく

りの観点からも利便性を図る上でも課題である竜田川駅のバリアフリー化についての重要性をお伝えしたところでございます。また、竜田川駅の利用者は減少傾向であり、当該事業の対象基準となる乗降者数3,000人以上を満たしておらず、竜田川駅のバリアフリー化には至っていない状況でございます。

また、大型商業施設の商圈については、車での来客を想定しているということで、駅の利用の増には直接つながらないものと考えております。

町といたしましても、人口対策やシティープロモーション等を通じて、人口減少対策等の観点からも、近鉄各駅の乗降者数を増やすことや、利便性向上を図ることが重要であると考えするため、厳しい状況でもありますが、粘り強く相談してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございます。なかなかハードルの高いことでもありますし、過去からも乗降客数が基準に達していないということも変わりはありませんけれども、やはり来年、大型商業施設が来るということで、大きなチャンスであるかなというふうに思っております。

そこで、前回も副町長にお尋ねをいたしましたので、今回もお願いいたします。今後ですね、竜田川駅のバリアフリー化についてどのような計画で実現化を目指して取り組んでいかれるとお考えでしょうか、御見解をお願いいたします。

○議長

植田副町長。

○副町長

この一般質問につきましては、昨年の12月にも頂いております。一定、考え方というのはお伝えはしてるんですけども、あえて再度申し上げますと、竜田川駅の乗降客なんですけども、これ、調べていきますと、一番ピークが昭和55年、これが4,569人、今、令和5年の直近の値が1,583人ということで、3,000人ほど減ってるということで、これにつきましては、ずっと過去の推移を見ておる中では段階的に減っておるという、それが現状でございます。これ、要因なんですけども、やっぱり竜田川駅周辺の駅勢圏の住宅団地、具体的に春日丘、西宮、竜田川団地、あと北信貴ヶ丘、そういった主立った住宅団地が建設されてからかなり期間がたつてると。いわゆる成長期から活性期に当たる一番その人口の多い時期が昭和55年、その周辺の年代やっとな

思うんです。それが今もうだんだんだんだんその成熟期の中期から後期になってる。いわゆるもうだんだん老朽化しているということで、その辺のところで人口がなかなか増える要因がないというところがございます。

あともう一つが、竜田川駅の改札のところの前面道路、駅の東側、竜田川駅前線、これが非常に狭隘である。約4メートル、時間規制の一方通行であるという、そういった条件がございます。確かに、バリアフリー法では3,000人以上のそういった駅についての整備義務というのがございます。なかなかこの3,000人というのは厳しいということに、そういう認識をしております。あわせて、本町の高齢化率も約40%に近づいておるといようなことで、非常に何ていうんですか、悪い条件が整ってきてると言いますか、なかなか近鉄のほうに協議をしても、何ていうんですかね、その辺のところで条件が整わないというところがございます。

ただ、先ほども申し上げたとおりに、いろんな手法を考えております。やっぱり一般質問を頂いて、このことで急いで取り組むということではなくて、ふだんから常に意識をする中で、こういった事務を行っていくということで、機会あるごとに近鉄とは相談をさせていただいて、お互いに乗降客を増やす、あるいはバリアフリー、何とか駅舎の改善につながるような、そういった協議は持っていきたいなということで、これからも引き続いてあらゆる可能性を探っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

関議員。

○1番

副町長、急に振らせていただいてすみません。大変前向きな御答弁、本当にありがとうございました。これまでも署名活動もしながら、たくさんの方々が関わってくださっておりますこの近鉄竜田川駅のバリアフリー化でございます。今、大変状況も悪いところでございますが、本町の長年の喫緊の課題でございます。どうか町民の皆様のためにも一日も早く解決をしていただきますよう、これからも役場の皆様にとりまして、諦めずに、どうぞお取組をよろしくお願いをいたします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

11時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 38 分)

再 開 (午前 11 時 50 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 4 番、議席番号 5 番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○ 5 番

皆様こんにちは、議席番号 5 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました災害時自主防災活動中の事故等への補償について質問させていただきます。

町民の皆様は、日頃から火災や地震等の自然災害が発生した場合に備えて、各自治会、大字で自主防災組織を結成しています。阪神・淡路大震災以降、大規模な災害が発生した場合は、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの初期消火、救出、救護、避難等の自助、共助の働きが重要視されています。このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに防災知識の普及活動や災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要であります。

このような中、先月 8 月 8 日に日向灘でマグニチュード 7.1 の地震が発生し、気象庁は、同日付で南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を発表しました。対象は 29 都府県、707 市町村で、奈良県内全市町村も対象区域となっております。巨大地震の発生する確率は、今後 30 年以内に 70 から 80 %とされていますので、防災訓練の頻度や内容をもう 1 段ギアアップすべき段階にあると考えています。

そこで、自主防災活動による事故等への補償についてお考えいただきたいのですが、地域には大きく 2 種類の共助のための組織が存在します。一つは、構成員が非常勤特別職の地方公務員の身分を持つ組織であり、消防組織法に基づく消防団と、水防法に基づく水防団が該当し、これは補償制度が定められています。もう一つが、一般の住民が無償で活動する任意団体の自主防災組織で、災害対策基本法で位置づけられていますが、自発的な組織であり、構成員の身分は公務員ではなく、補償に対する不明確な点や課題が指摘されています。自治会活動保険では、防災訓練も自治会活動とみなされ、炊き出し訓練中のやけ

ど、そして、消火訓練時におけるけが等は補償されます。また、町が加入している総合賠償保険では、被災時の自主防災活動中、被災者の救助等の際に、自主防災組織の会員がけがをし、その結果、通院・入院した場合の補償や、死亡した場合、補償対象となる場合があります。いずれの保険も免責事項で、戦争、暴動、または地震、噴火、津波により直接生じた損害については保険金が支払われないことになっていますので、注意しなければなりません。

そこで、平群町が加入している総合賠償保険について3点質問いたします。

1点目、防災活動に関係する保険の種類と保険料、保険金額は幾らでしょうか。

2点目、自主防災活動中の事故について、補償対象となる場合があるとなっていますが、どのように判断されるのでしょうか。

3点目、実際の救助活動では、自主防災組織のメンバーだけではなく、住民の皆様の力をお借りすることになりますが、町民全員が補償対象になり得るのでしょうか。

以上、大きく1点質問いたします。行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、お答えいたします。

まず1点目の保険の種類と保険料、保険金額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の中の災害補償保険として、社会奉仕活動、ボランティア活動に関する保険でありまして、補償内容は、死亡200万円、後遺障害8万円から200万円、入院1万円から15万円、通院1万円から6万円の保険金額となっております。保険料につきましては、年間約124万円でございます。

2点目は、補償対象になるかどうかにつきましては、個々の状況に応じまして、保険会社が判断することとなります。

3点目につきましては、町等が主催、共催する行事や社会奉仕活動等に参加する住民等が活動中に被災した場合に限り、補償対象となります。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○5 番

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の補償内容については、死亡が200万円、入院、通院それぞ

れに応じた保険金額が設定されていて、年間保険料は約１２４万円ということでした。入院や通院については、けがの度合いにもよって、適切な保険金額が設定されているとは思いますが、死亡した場合の保険金額を２００万円に設定しているわけであります。人の命ですので、お金には到底変えられるものではないのですが、私は、今の時代の保険としては、設定がかなり低いのではないかと思います。

現在加入している全国町村会総合賠償補償保険のこの契約類型は現在１型がありますが、２型や３型ではですね、死亡保険金額が５００万円になっています。この２型や３型、加入した場合ですね、現在の保険料１２４万円からどのくらい追加が出るのでしょうか。これは再質問させていただきます。

２点目の補償対象になる場合があることについては、当然、保険会社の判断ということになると思うんですが、この不明確な点が課題として専門家は指摘されています。補償保険に加入していても補償されない場合があるということは明確にしておくべきだと思います。

３点目の災害時の防災活動中の事故等への補償は、自主防災組織のメンバーだけでなく、全住民が対象となるということですが、これは当然のことだと思います。そして、ちょっと話は外れるんですが、今月号のマイタウン平群の９月号ではですね、「９月は防災月間 『もしも』のときの、『備え』は出来ていますか？」というような見出しで、小学生、中学生の写真を用いて特集を組まれています。学生たちが防災について学び、そのことを家族で話し合う相乗効果で皆様の防災意識が向上していたのではないかと思います。

今回の広報紙でもですね、３ページに自主防災組織について、６行だけでも触れていただいておりますが、先ほどの２点目、３点目についてはですね、どこかの機会が結構ですので、またこういった広報紙、またホームページ等で周知していただければと思いますので、２点目、３点目の質問についてはこれで結構です。１点目だけ再答弁お願いします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

まず、死亡補償金額を２００万円から５００万円ということでございますけれども、そちらの場合、保険金額は約１３８万円となりまして、現行より１４万円増加することとなっております。現在の補償内容から見ましても、一定の補償はされてるかなというのは考えておりますので、今現在、現状での運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○ 5 番

すみません、ちょっと聞き漏らしましたんで、もう一度増額の部分だけお願いします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

大変申し訳ございません。まず、500万円に引き上げた場合、保険金額は約138万円で、今現在からは14万円増加するということになっております。以上でございます。

○議 長

山本議員。

○ 5 番

すみません、聞き漏らしてしまいました。約14万円で補償が拡大されるということでした。災害時の救助活動において、けがをした、またはけがをさせてしまったことに対する補償は、参加するための大切な条件になってくることになります。防災組織のメンバーは率先して活動するため、当然けがのリスクも高まります。そこでですね、一つの自主防災組織が、町の保険じゃなしに、任意で傷害保険に加入した場合、じゃあ保険料は幾らになるのかということ算定いたしました。これはちょっと光ケ丘自治会の自主防災組織の方が算定していただいたんですが、国内大手損害保険会社の算出であります。例えば、防災組織人数が20名、死亡後遺障害保険金額で、これは300万円と設定します。手術保険金が入院時で1万5,000円、外来時7,500円、入院保険金日額1,500円、通院保険金日額1,000円の場合ですね、年間保険料は何と17万3,600円になりました。1人当たり8,680円であります。町補助金で運営している自主防災組織が単独でこれらのような傷害保険に入るのとは、とても財政上では厳しい状況であります。自助、共助の強化を図る上では、被災時の自主防災活動中の事故等への手厚い補償は、これは必要だと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

今現在、町におきましては、自主防災活動等の事業につきましては、補助を行っております。そういった中で、仮に自主防災組織が任意の傷害保険に加入

され、それに伴う費用につきましては、平群町安全なまちづくり補助金の交付要綱に基づく補助金の交付対象になるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長

山本議員。

○5 番

平群町では、自警団を含む30団体の自主防災組織が結成されているわけですが、一つの防災組織で補償を単独で加入しますと、先ほど約17万円、平群町内の自警団は、これは別の補償がございますので、除いた29団体で、ただ単に単純計算すると、合計493万円ということになります。町村会の総合賠償補償保険の増額補償で約14万円ですので、これはもう比較するまでもないと思います。先ほどの答弁では、安全なまちづくり補助金を活用してはどうかということでしたが、各自主防災組織での単独加入や未加入のばらつきは、これは不公平感を招いたりすることがありますので、私もいかななものかと思えます。

平群町地域自主防災連絡協議会の会長であります西脇町長におかれましては、自主防災組織を通じてですね、全町民の皆様に自助、共助の強化を今お願いされているわけでありますから、災害時の自主防災活動中の万が一の事故に対する補償内容をいま一度見直していただきたいと思います。今年度予算では、款の総務費、項の総務管理費、目一般管理費、節役務費で、この保険料125万円が予算計上されています。緊縮財政の中ではあるんですけども、次年度予算が14万円増額されていることをお願い申し上げまして、私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時40分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 0時04分)

再 開 (午後 1時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 1 0 番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○ 1 0 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

平群町道、重点 3 路線の整備進捗状況について、認知症の方の行方不明捜索について、以上、大きく 2 点についてお伺いいたします。

1 点目は、平群町道、重点 3 路線の整備進捗状況についてお伺いします。

この質問は、直近では令和 4 年 9 月議会にも質問させていただきましたが、その後の進捗状況及び今後の見通しについて順次お伺いいたします。

町内の道路整備については、鳴川路線、平群駅前線、川原路線、大井手路線等の改良拡幅、また、若葉台の主要幹線道路の歩道のバリアフリー化、町道舗装の整備改修も含め、整備項目は数多くあり、財政が厳しい中、補助メニューを活用しながら計画的に取り組んでいただいていることは理解していますが、その中でも重要度が高いと思われる重点整備 3 路線について、進捗状況及び今後の見通しについてお聞きいたします。

まず、竜田川駅南踏切から椿井橋交差点間のうち、特に狭隘区間である約 2 0 0 メートルの町道川原路線についてお聞きします。令和 4 年 9 月議会の答弁では、平成 2 7 年度に道路詳細設計業務を完了し、狭隘区間 2 0 0 メートルのうち約 1 3 5 メートル、約 6 7 . 5 % に相当する道路用地を平成 2 8 年度に取得している。引き続き、残る道路用地について交渉を行い、用地の確保ができたところから安全対策を講じていきたいとの答弁でした。しかし、その後、あまり大きな変化は見られないようですが、現在の状況、今後の見通しはどのようなになっているのでしょうか。

次に、緑ヶ丘 6 丁目付近から生駒市小平尾町の藤城池付近までの約 5 0 0 メートルの狭隘区間の町道鳴川路線についてお聞きします。令和 4 年 9 月議会の答弁では、令和 2 年 9 月に工事区間の約 4 割に当たる道路用地 7 , 1 1 7 平米を取得、現在、本格的な着手でなく、用地の確保ができたところから暫定的に拡幅を行い、必要な安全対策を講じている。今後、残る道路用地の交渉を行い、事業の理解と協力が得られるよう取り組んでいくとの答弁でしたが、その後、用地について、残り 6 割、地権者 6 人の方の用地交渉はどのように進んでいるのでしょうか。また、樹木の伐採等により見通しはよくなりましたが、用地確保済み部分の道路拡幅工事の着手はできないのでしょうか。

最後に、平群駅北側踏切から国道 1 6 8 号バイパス、三里南交差点までの約

200メートルの狭隘区間の町道平群駅前線についてお聞きいたします。令和4年9月議会の答弁では、これまでの取組は、平成28年度に道路詳細測量設計業務と平群駅1号踏切道東側の土地2筆を用地買収し、令和2年度には平群駅1号踏切道の改修工事、歩道設置を実施。今後も関係地権者と用地交渉を進めてまいるとの答弁でしたが、この件についてもその後の進捗状況についてお聞かせください。

次に、大きな2点目は、認知症の方の行方不明搜索についてお聞きいたします。

昨今、認知症による行方不明者の防災無線放送を耳にすることも多くなってきました。全国的にも行方不明情報や、亡くなって発見されたという悲しいニュースも耳にすることが多くなってきました。

2023年の全国で届出があった認知症での行方不明者は、1万9,039人で、うち遺体で見つかったのは502人とのことです。また、傾向として、2012年以降、毎年増加しており、この10年間で1.8倍にもなっているとのこと。行方不明者防止には、GPS機能を持った発信機を対象者に所持していただく等の工夫も大切になってくるのかもしれませんが、今後の行方不明者搜索にはドローンや警察犬による搜索も必要になってくるのかもしれませんが。

現在、平群町では、防災無線による搜索の協力依頼放送もされていますが、風向き等により聞き取りにくいこともある防災無線。もっと有効的に周知するためには、行方不明者が出た場合、防災無線によるサイレン、音楽等で住民に分かりやすく周知する等の工夫が必要ではないでしょうか。

また、その他、消防車等によるスピーカー放送にて行政防災無線で放送した内容である行方不明者の居住地区、年齢、性別等の情報を不明者の近隣地区住民の方々にお知らせし、住民相互の搜索意識を高め、まちぐるみで搜索し、より多くの情報提供が収集できる体制をつくる必要があると思います。そこで、5点お聞きいたします。

①現在の行方不明者搜索の流れはどのようなになっているのでしょうか。

②これまでの平群町の行方不明者の状況はどのようなになっているのでしょうか。

③消防団の方々の協力による搜索方法は通常どのようにされているのでしょうか。

④消防車等によるスピーカーでの周知活動も有効だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

⑤防災無線でのサイレンや音楽を流す周知方法等の工夫も必要だと思うので

すが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、山田議員の1項目めの町道、重点3路線の整備進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の町道川原路線について、平成28年度に取得した道路用地の135メートルのうち、今年度は約90メートルの区間について、水路を暗渠化し、取得した道路用地も含めて、現道の車道幅員が6メートルから約8メートルへ拡幅工事を実施する予定でございます。

なお、拡幅計画では、拡幅後の幅員8メートルについては、車道6メートルと歩道2メートルの歩車道分離をする予定であります。未買収の区間もあることから、当面は車道のみで道路形態で供用してまいります。

2点目の町道鳴川路線の進捗状況について、令和5年度には地権者1名より1筆88平米と、共有の地権者2名より1筆80平米の土地を取得しました。なお、この取得した部分については、一部の区間に対して整地をしておりますが、道路拡幅工事については、もう少し先線までの用地を取得した上で一体的に施工する予定でございます。

いずれにしても、用地取得した部分については、安全対策を講じながら、少しでも事業効果が発揮できるよう努めてまいります。また、今後につきましても、引き続き、本事業に対する理解を得ながら、残る道路用地の確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。

続いて、3点目の町道平群駅前線の進捗状況についてでございます。今年度は、道路の拡幅部分について支障となる建物1件の補償調査業務を行い、次年度は建物補償について国庫補助を活用しながら予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

ありがとうございます。それでは、ちょっと順次、何点か御質問させていただきます。

まず、川原路線なんですけど、67.5%の用地買収が終わっているんですが、全線を含めて、歩道も含めた工事をしたいという答弁も前回もあったんで

すが、できる部分からやっ払いこうという考えもあったと思うんですね。でもなかなか進んでいなかった。ところが、6年度、予算化されたんですけども、そもそも、何か、今、理由があつて、6年度、一番カーブのところ、昔の三宅医院があつたところのカーブのところが今でも一部拡張されてるんですが、対向するのに少し狭隘な部分があつて難しい。その辺でも道路が拡張されると、当然、対向がスムーズになってということは、歩行者の安全も少しは確保されてくるようになってくるのかと思うんですが、6年度に実施できるという方向に踏み込んだというのはなぜなのか。

それから2点目、鳴川路線について、買収が終わったちょうど藤城池の部分から緑ヶ丘のほうへ下りるほうのところが大変、法面の勾配も急で、かなり下部のほうから工事をしてこななければならないので費用もかなりかかる。そうすると時間もかかるということなんですけども、その部分だけでも拡張をできないのかなというふうに素直に思うんですが、その辺についてもお答えいただきたい。

それと、以前、櫛原地区の農地造成のときにですね、大型ダンプを対向できるように待避部分というのをこしらえられてたと思うんですけども、その辺の部分の買収も含めてですね、その辺を活用してですね、取りあえず道路の拡張を、狭隘な部分の拡張をできないのかなと思うんですけども、2点をお答えいただけますか。

それと、駅前線なんですけども、立ち退き補償の調査業務を行つて、今後、補償費の予算化をしながら進めたいということなんですけども、現実、他の議員もずっと質問されてましたけど、なかなか進んでいない。私はその近所に住んでるんですけど、常に車が対向するのが、何か大きなトラブルは僕が見てる範囲ではないんですけど、結構、歩行者も含めて危険だなと思う場面に遭遇するんですけど、なかなか立ち退き、用地買収というのはなかなか進まないと思うんですけどね。ちょっとお話をしていると、立ち退きを覚悟しているというんですか、いずれはそういう話もやってくるかと、覚悟ですから、恐らくは協力いただけるのかなとは思いますが、そういう方もおられるんでね。立ち退きをできる部分からでもね、一足飛びにはいかないんで、部分的にでも、何て言うんですかね、言葉よくないんか分からん、歯抜け状態になつてもね、用地買収を全体的にも進めていくべきだと思うんですけど、その辺についてお答えいただけますか。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

まず川原路線でございます。今回、整備に当たった理由ということでございます。本来は全区間を買収してから整備する予定でございましたが、今年度、隣接地の開発計画がありまして、水路からの進入路を設置されるということになりまして、それと事業者と協議する中で、双方にとって、町にしては一定狭隘な部分が通れるようになって事業効果もあると。事業者さんについても費用などの面でメリットがあるということから、今年度に拡幅するに至ったものでございます。

続いて、鳴川路線でございます。用地取得できてる部分について、拡幅できないのかということでございます。現時点では見通しの悪いところについては、少しずつであります、木の伐採を行うなどの整備を行っておりますが、拡幅まではまだちょっと検討する部分がありますが、まずは必要に応じて、特に狭隘な部分もありますので、そちらの安全対策を講じてまいりたいと考えています。

あと、待避所の部分についてでございます。そちらについては、櫛原の農地造成の際に民間事業者が借用されていた部分になりますので、現時点では用地が未買収のため通行はできないような状況になっています。

次、続いて平群駅前線についてでございます。駅前線の用地交渉、立ち退き等について、その点はどのように考えているかということでございます。町としては、一定の補償費等の予算が必要となりますので、事業の進捗状況と予算の状況も見据えながら、慎重に今、進めているところでございます。必要な時期になりましたら、そのときになりましたら交渉を行ってまいりたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

川原路線については、一部未買収のところがあって、それはそれで、所有者の方の個々の事情等もあるので、その辺は注意して交渉を進めていただいているんだということも耳にしていますが、大変狭隘な部分が少しずつでも解消されていく、これが大切だと思う。もちろん、歩道も一緒になってですね、改修できれば一番いいんですが、狭隘で、車の対向がなかなかやりにくいということは、歩行者も危ないということですから、それが進んでいくということは大変ありがたいことだと思うので、引き続いて、どれも一緒ですけど、用地交渉をしっかりと進めていただきたいと思います。

鳴川路線ですが、暫定的にというか、一部ずつやっていくということなんで

すけど、本当に、今、買収やっと終わった藤城池から緑ヶ丘のほうへ行く部分については、まだ未買収の部分も残っていることはよく分かってるんですけど、その未買収も交渉を進めていただいている、相手方の事情も含めてですね、いろんな条件、事情もあると思うんで、なかなかすんなりとは行かないと思うんですけど、そのためにも計画も含めて、工事費すら出てないのでね、藤城池から緑ヶ丘の部分について、何とか部分的にでも工事が進めるようにならないのかなと思うのは常でございますんで、引き続いてこれについても。

それと、３点目についてもね、覚悟されてる方が現実おられるんで、それは町側の事情というか、段取りというか、計画もあるんでしょうが、道路の拡幅自体は町の計画の中に載ってるんでね、そこに関係する、支障になる物件については、順番でなくてですね、一つずつ買収等の交渉もですね、進めていくべきだと私は思うんで、今後、御注意いただいてですね、用地買収、道路拡幅に向けてですね、特に重点路線なんで、全力で取り組んでいただきたいということで、この件はこれで結構です。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな２項目め、認知症の方の行方不明搜索について、五つ御質問を頂いております。そのうち、最初の二つの御質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず１点目、現在の行方不明者搜索の流れについてお答えをさせていただきます。行方不明者が発生した場合、迅速に関係機関が連携、対応し、行方不明者の早期発見につなげられるよう、行方不明者搜索フローチャートというものを作成をしております。そのフローチャートに沿って、必要な搜索対応を行っておるというところでございます。

具体的な流れといたしましては、まず、行方不明者の家族より搜索に関する相談があった際、警察に行方不明搜索の届出をしていただきます。その後、広く一般にも搜索を希望される場合におきましては、行方不明者の特徴など情報開示について、その家族の同意を得た上で、役場に対し申請書と行方不明者情報、搜索資料などを提出をしていただきます。関係各課と連携して、行方不明者情報を共有し、警察の捜査活動と併せて搜索を開始をいたします。防災無線の活用、また、消防団への要請、福祉課で登録されている認知症高齢者等ＳＯＳネットワークを活用した搜索が主な内容となっております。警察や関係各課並びに関係団体などと随時連携を図り、情報共有を行いながら、早期発見につながるよう活動を行っております。

次に２点目、これまでの行方不明者の状況についてでございます。直近の行方不明者の搜索依頼件数は、令和３年度で２件、令和５年度で同じく２件、令和６年度で１件、計５件ございました。このうち１件は三郷町からの協力依頼もありましたので、そういった件数となっております。なお、全ての方が無事に発見をされておるという状況でございます。

また、搜索依頼を受けた中でこれまで共通して申し上げられる点につきましては、議員おっしゃるとおり、高齢者の方が行方不明になっておられるということでございます。

以上でございます。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、３点目から５点目につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、３点目の消防団の協力による搜索方法につきましては、行方不明者の搜索が発生した場合、行方不明者の御家族より役場住民生活課の窓口へ行方不明者搜索協力の申請をしていただき、情報開示に関する御家族の意向を確認し、家族の同意の下、総務防災課、消防団事務局から消防団へ招集を行っております。その後、家族からの情報提供によりまして、迅速な対応をするため、消防団をエリア分けをして搜索を行っております。

次に、４点目の消防車等によるスピーカーでの周知活動につきましては、現在は消防車によるスピーカー等での搜索は行っておりません。しかし、御家族の意向があれば、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

５点目の防災無線でのサイレンや音楽を流す周知方法の工夫につきましては、現在、防災無線での周知方法につきましては、御家族の意向があれば、防災行政無線やメール配信によりまして、行方不明者の方の行方が分からなくなった日時、そして、髪型や体格、身長や体重、家出当時の着衣や所持品の特徴等を町内全域に配信を行っております。しかし、行方不明者の搜索は一刻の猶予もないことから、地域ぐるみでの搜索も重要となってまいります。そのようなことから、情報提供の周知方法につきましては、生命、身体を守るために、引き続き、様々な手法の検討をしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○１０番

ありがとうございます。それでは、順次、何点かお聞きします。

1 点目の行方不明者の搜索の流れとして、住民生活課が窓口になってですね、それから、総務防災課のほうも含めて、消防も含めて搜索をするということで、これは結構です。

これまでの2点目の行方不明者の状況というんですが、意外と少なくてよかったなというのが正直なところですが、令和3年で2件、令和4年ゼロ、5年が2件、6年が1件と、全員無事に発見されていると。何年か前には、過去、櫛原だったと思うんですけど、搜索したが見つからずに、後にお亡くなりになって発見されたという悲しいこともございました。そういう意味で、今のところはまだ少ないというのは何よりだと思うんですが、これから超高齢化社会、日本全国で見ても、先ほど言いましたように1.8倍に行方不明者が増えてくるということなので、ますます増える傾向にあるのかなと思っていますが、これはこれで②も結構です。

3点目は、消防団の搜索方法ですが、消防団の方々にはいろいろ職業もお持ちの中ですね、お忙しい中、お力添えを頂いているということで、搜索方法はどうのようにされているのかなと思ってお聞きしただけで、答弁は結構です。

4点目、5点目なんですけど、もちろん、搜索方法、周知というのは、家族の同意、それは消防、総務防災並びに住民生活課で家族の意向を確認されているということなんですけど、もし家族の方が搜索に対していろんな情報を提供していただいていたということであればね、このサイレンとかスピーカー、まず、なぜこういう質問に至ったかという、住民の方がこれから超高齢化でそういう搜索も増えていくであろうが、なかなか防災無線では分からないし、聞こえづらいということもあってね。そうすると、やはり、答弁にもありましたように、一刻の猶予もない地域ぐるみの搜索ということであればですね、消防車での周知や、また、町の広報車でも、近隣の方、それはもちろん遠くのほうへ行ってしまわれているのかも分かりませんが、近所で迷子になられてる可能性もある。そうすると、一番顔見知りというか、方で、特徴が合えばですね、近所の方が注意して見ていただく、また、近所の方から情報提供をもらうということが大変重要であると思うんです。

サイレンとか音楽を流すというのは一つの事例であって、そのことで住民の方が、このサイレン、音楽で、これが行方不明者が出たということを認知していただくというのは大変な労力と、大変な回数をしないとなかなか駄目なんですけど、行方不明者が出たということをいち早くみんなが察知するということが大切だということもおっしゃってたから、私もなるほどなと思いますんでね。そういう意味では、サイレン、音楽にこだわらずですね、いかに住民の方々に

そのことを素早く認知していただくかということが大切だと思うんですが、そのことについての一つの提案として、消防車のスピーカー、それからサイレン、音楽があるんですが、今後検討していきたいということなんですけど、このことの重要性についてはどうお考えですか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

御質問にお答えさせていただきます。

確かに、答弁でもさせていただきましたけれども、消防車等のスピーカーでの周知活動というのは大変効果的になるのかなというには正直考えております。そういった中で、地域ぐるみのということで議員お述べになっていただいておりますけど、確かに地域ぐるみの搜索というのが一番重要なんで、そこにこういった形で情報提供するかという、今現在であれば、自治会や地区の民生委員さんの御協力を頂くとか、そういったことも考えております。そういったことからですね、まず、地域の方々への情報発信として、それをこういった形でやっていくかというのは、まださらにちょっと協議はしていないといけないと思いますけれども、そういった中でSNSであったりとか、そういったもので住民さん、地域の方々に情報発信できる手法というのは重要になりますので、今後も引き続き、様々な手法を検討して取り組んでまいりたいということで、以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

今後も様々な手法を検討しながら進めていきたい。これまでのことでいいというのではなしにね、いろんな取組を試すというか、取り組みながらですね、進めて行っていただきたいと思うんですが、9月3日の朝日新聞に、認知症の当事者の支え合い支援、意思尊重という見出しでですね、基本計画案を閣議決定、今週にはされると。認知症の人を含めた共生社会を目指し、認知症基本法に基づく基本計画案を政府が取りまとめた。計画案というのは、今秋、今年の秋ですね、めどに閣議決定され、その後、都道府県や市町村ごとの基本計画がつくられ、関連施策が進められる予定というのは載っていました。認知症になられると、家族も本人もいろいろ大変なことも多いと思います。そういう意味では、地域で支え合う必要もある。行方不明になってもですね、全力で搜索に当たっていく、それは住民皆さんのお力を借りて進めるということですね、しっかりと取り組んでいただきたい。このことをお願いいたしまして、私の一

般質問を終わります。

○議長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 2 時 2 5 分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 1 2 分)

再 開 (午後 2 時 2 5 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 6 番、議席番号 6 番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○ 6 番

稲月敏子です。先般、2 点についての質問を提出をさせていただいております。当局の皆さんには明快なる御答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、1 点目、住民の暮らしを支える地域公共交通について、エヌシーバス平群住宅路線等の路線変更、運行バス便数の大幅減便、土日祝運行の改廃などが、本年 6 月の 2 0 日、平群町公共交通対策特別委員会において、平群町西北部生駒山系山麓地域開発住宅に居住をする住民にとっては、住み続けることが困難になるような内容のものが初めて提示をされました。住民は、この事実を知り、大きなショックを受け、転居を考える人も出てきています。大半が坂道の地域であり、運転免許を持たない人、高齢者は、最寄りの駅や商業施設、公共施設、医療機関へ行くのに、これまで乗車していた時間帯にバスがなくなる、歩くしかなくなる。また、3 0 分から 1 時間も早く家を出る必要がある。また、出かけるのをやめてしまうなど、大きく生活を変えてしまいます。死活問題になっています。若い人たちは通勤や通学に利用しておりますが、朝夕夜の減便によって大きく生活スタイルを変更させられる。また、家族の生活、仕事にも犠牲が出る。挙げれば切りがないほど大きな影響が出、暮らしを脅かすことになります。

このように、路線バス便の減少だけをとっても重大な問題となり、人口の減少を加速化する大きな要因となると考えます。そこで、お伺いをいたします。

まず 1 点目、住民の移動する権利、交通権について、平群町としてのお考えをお聞きをいたします。

2 点目、この間実施をされた公共交通に関する懇談会、僅か 2 回の実施でありましたが、住民への説明を行っております。また、公共交通に対する住民アンケートの結果、また、その中から行政として酌み取った事柄、それらを踏まえて、町としてはどのような対策を講じていくのか、具体的な対策をお聞かせください。

3 点目、今後、乗客数を増加をさせることは、路線を維持する上で大変重要であると考えますが、どのような方策を考えておられるか、お伺いをいたします。

それでは、大きく 2 点目です。総合文化センターの今後の運営について。

当施設は、令和 2 年 4 月に開館をし、平群町の文化活動の拠点とし、子どもから高齢者まで多くの住民に親しまれる施設になりました。これは、職員の皆さんの情熱と努力、そして、それを支える住民の大きな心、そして力が生み出してきたものと、大変うれしく感じております。

先般、公民館運営審議会、これが 8 月 22 日に行われ、この会議において、今後の運営について、指定管理者に委ねる方向で検討しているという、こういう趣旨の報告がありました。図書館も含めて考えているとのことをお聞きし、なお驚きました。条例上は、「必要があると認めるときは、指定管理者に行わせることができる」とありますが、図書館と人権交流センターは除かれております。そこで、お尋ねをいたします。

一つ、当会議資料には、指定管理者制度によって、より質の高いサービスが期待されると述べていますが、どのような必要があるのか具体的に伺います。

2 点目、図書館については、現条例上ではできません。また、通常、図書館の性格上、好ましくないと考えられています。また、全国的にも T S U T A Y A などに指定管理をし、大きな社会問題になった事例もあります。どのような考えの下に検討をされているのか、お伺いをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは御答弁させていただきます。

まず 1 点目の住民の移動する権利、交通権についてということでございますが、地域の公共交通は、通勤、通学、買物、通院などの移動手段を提供し、日常生活を支えるものであると認識しております。

次に、2 点目の懇談会や住民アンケートの結果についてですが、7 月 27 日及び 8 月 4 日に開催しました公共交通に関する懇談会では計 46 名の参加があ

り、また、6月から7月の利用者アンケートについては266件の提出がございました。その中で一部ですが御紹介させていただきますが、土日の運行をなくすのは困るといった意見、現状どおり運行してほしい、また、バス路線は1時間に1本でも残してほしい、電車との乗り継ぎが悪いので改善してほしいなどの御意見のほか、計画の一つの案では、土日の運行があり、平群駅から緑ヶ丘経由で東山駅まで行くルートというのが新設されますが、そのルートはよいなど、様々な意見がございました。

現在、庁内で協議を重ねており、公共交通対策特別委員会の際に議会の皆さんの御意見をお伺いし、住民懇談会、アンケートの結果も踏まえて、町の方針を決定してまいりたいというふうに考えております。

3点目の乗客数を増加させることで路線を維持する上での方策ということでございますが、地域の公共交通を守るためには、その地域の方の利用が必要であり、継続的な運行を行うには、乗客数が増え、定期的に利用されることによって維持できるものと考えているため、地域の方への利用の協力を促していきながらですね、町内全域でバスの利用を考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。まずですね、交通権の問題ですね、今おっしゃっていただいたのは、住民の移動をする手段として、公共交通というのは役割を果たすんやという、至極当たり前のことではあるんですけども、もっとね、根本的に、国民の交通権というもの、私はもうちょっと突っ込んでお伺いしたかったんで、もう一度また御答弁いただきたいなというふうに思うんですけどもね、やっぱり憲法の下でね、やっぱりこの権利というのは保障されてるわけですよ。具体的に交通権という言葉自身は憲法には明記はされておられません。新しい考え方というところ辺だというふうに思うんですけど、その基になっているものというのは、憲法の25条、皆さんもこれは絶対忘れないと思うんですけど、生存権ですね。国民の幸せに生存していく権利ですね、これがまず基になっているというふうに思います。それと、あと幸福権の問題ですね。憲法の13条ですか、13条の幸福追求権、こういう権利も憲法には明記をし、保障しなければならないというふうになっているわけです。それと、憲法22条、居住・移転の自由、こういった人権に関する条文が憲法にはあるわけです。こういう権利をね、複合した形、集合した形での新しい人としての権利なんやという下で、やっぱりどの人にもね、これを保障しなければならないという、こ

ういう考え方が今、根底にあって、こういう交通権の問題が大きくなってきているということなんです。その辺でもう一度お答えいただきたい、1点ね。

それとですね、アンケートの結果、いろいろ困っておられる現状などもお話しいただいたわけですが、まだ一部分だということですが、乗り継ぎが悪い現状とか、土日の運行を大きく削減をしていく、第1改定案やったかな、というところ辺では、1時間1便、東山から平群駅まで運行するというバスの便をつくって、それでもって1時間に1回、東山から1便、それから平群駅から1便、これについては何とか出しましょうかという案も提示をされています。それについては非常にいい案やということでのアンケートの意見などで書かれているということを御紹介いただいたわけですが、この辺のね、様々なアンケートの結果、それから、住民説明会の中で非常に切実な御意見述べられてましたよね。

私もかしのき荘のほうに出席をさせていただいたんですけれども、本当にお医者さんに行くのも、このバスの便使って医者へ通つてると。これがなかったらもう医者へ行くことができへんようになるというようなね、切実な、その方も昔はね、よく知ってる方なんですけれども、運転できてた人なんですけどね、御病気で運転免許の返上をされて、高齢になられたということもあって、今やもうバス便しかね、確かに運んでもらえるものがない。奥さんも自転車しか乗らはれへんというような状況で、非常に困られてる、そんな方たち。皆さん本当にバスを何とか乗り継いで、それから今、デマンドタクシーのね、されてますので、デマンドについても非常に恩恵を被って、皆さん、ありがたく使わせていただいております。これもせやけど、土日はないわけですよ、土日の廃止などが実際施行されたときには、本当にどこにも行けない、家に閉じ籠もっておらなければならないというようなね、そんな状況も生み出してくるということでもあります。

こういういろんな御意見もね、聞いて、これで庁内で協議を重ね、その下で今度の特別委員会、26日でしたかね、実施をされるということをお聞きしておりますけれども、その中で報告をさせようという話なんですけどね、私思うんですけれども、取りあえず、そういう意見を聞き、これまでエヌシーバスと交渉し、いろんな住民の意見、委員会で我々議員の意見も聞き、どうして何とか住民の願いを少しでもかなえていこう、今までの困難、予想される困難を少しでも解消していくために、町としてですね、どうしていききたいと思ってるのか。その辺をね、全く何も聞こえてこないし、見えてこないという今の状況があると思うんです。

まず、町としては、こういった住民の皆さん、国民の皆さんのね、交通権を

守っていくために何ができるかと考えるのか、どのようにしたいと考えるのかね、ここの町としての方針を、大まかでも、細かいことまでまだ決められへんかもしれないですけどね、大ざっぱに、やっぱりもう既に決めてはるはずやし、決めなければならない。でないと、そんなんやっていかれへんというふう思うんですよね。そこのところ、どうお考えになってるのか、まずそこのところを教えていただきたいというのが2つ目ですね。

あと、乗客数の増加をどんなふうにつくっていくのかというところら辺、ちょっと私、聞き漏らしたりとかしてますのであれなんですけど、このバス路線の廃止問題、それから減便問題というのは、今、全国的に大変大きな問題になっている。これはもう御承知のことだと思いますけれどもね。本当に、ニュースを見ても、何日かに一遍どこかの便がなくなったとか、スマホを見ててもそういうニュースが入ってきますよね。一番近いところでいえば、大阪の交野市で京阪バスを4路線を廃止をするということで、京阪バスが通告をしてきたとかね。もう本当に、今、バスの運転手さんの確保が全くできない、非常に大変になっている、そんな状況も私もよく承知をしているつもりですし、本当にバスの業者の苦悩もよく分かりますし、よく分かるって、業者でないから分からへん部分もいっぱいあるんでしょうけども、何か非常に大変になっているということは、身につまされるほど分かってるつもりなんですけどね。

だから、バス会社だけを詰めたり、それに対する町当局に対して、そこの責任どうすんねんということで、突き離そうとも思っていないし、やっぱり今こそ考えていくべき、もっともっと深く具体的に住民とも共にね、住民の足をどう守っていくんか、そのためには国にももっと援助してもらわな、国が援助というよりか、主体になってお金を出していき、各地の困ってるバス路線について何とかするんやという方向、それこそ国民の交通権を守るためにどう頑張ってもらえるんやというところら辺が非常に大事になってきているところじゃないかなというふうにも思っているところなんですけども、取りあえず三つの点、お答えいただけますか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、1点目の部分でありますけど、私たち町行政も、もちろん移動権、そういった交通権、具体的なことはないと思いますが、先ほど議員さんがお述べになっていた日本国憲法の第22条、第25条、第13条ですね、そういったものを踏まえて、今現在、交通権と言われることが多い、そういった中で、重々、人権の部分とかですね、そういった部分で大切なものというの

は認識しながら、今回の事業の状況についてもですね、それをまず十分認識しながら、今現在取り組んでおるということでございます。

そしてまた、町としてどうしていきたい、どうしていくのかということですが、けれども、まず、地域公共交通を担っていただいている事業者さんであるエヌシーバスさん、そして町もそうなんですけど、まず、現在のまま維持ができたというような形では、それは重々思ってることなんですけれども、しかしながら、やはりその利用者の減少等によりまして、バス事業者が非常に厳しい経営状況に置かれているという状況で、赤字路線の維持というのが年々困難になってきているという状況でございます。そういった中で、赤字解消するには、やはり、今、議員お述べの地域の方々が乗っていただくと。エヌシーバスさんに確認すれば、大体1便当たり7人から8人乗っていただけたらというような形をおっしゃっておったんですけど、今現在、エヌシーバスさんが調査した中では、1日平均1便当たり2.3人から3.5人となっている中で、赤字が続いていると。そのような状況を踏まえて、現状のままでいくのか、少しでも影響を抑えながら赤字額を縮小した形で考えていくのかというようなところで議論を進めておるところでございます。

また、全ての方が御納得いただけるというようなことは難しいとは考えておりますけれども、まず、公共交通につきましては、持続可能、安定したサービスがずっと続けられるかということもすごく重要になってきます。ということで、そういったことを踏まえながら、まず、地域の方々のことも考え、町全体のことを考えながら、なるべく影響の少ない中で、今現在、町として、そして、住民懇談会等で本当に貴重な意見をお伺いしました。実際に乗っておられる方々の意見とかお伺いしましたんで、そういったところも今、何とか、計画案とかそういった部分に、内容とかに組み込めないかということで、エヌシーバスさんとも協議しながら、今現在、検討を進めておところが今の現状でございます。

最後の乗客数、3点目の部分でございますが、まず、乗客数を増やしていくというのが、本当に先ほども述べましたが、重要なところなんですけれども、やはりほかの市町村では地域の自治会として、自治会員に利用を促す取組を行っている自治体もあるとお伺いしてます。本当に町とエヌシーバスさんと、そして地域の皆さん方と一体となって、この事業というのは取り組んでいかないといけないのかなと思っておりますので、乗客数を増やす取組というのは、まだどういった形でやっていくかというのは案がいろいろ出てませんが、そういった様々な施策を検討しながら、バスの利用というのを促進させていきたいというような形で、そのようなことで、安定した運行、公共事業ができるのかなとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。憲法にも掲げている人権の一つとしてね、やっぱり交通権、どう守っていくんか。皆さんが安心して、本当に自由に、最低限やらなあかんことをね、このバスという足の便をもって補ってもらえるんかというのは非常に大事なことなんやというところ辺では、そこは一致をしたところかなというふうに思います。そこら辺で、今後、国にもね、もっと各地からいろんな要望、自治体から意見も上がっているところですよ。国もいろいろ法としても整備をしようと手がけ始めたという感じで、今動いてるんじゃないかなというふうに思いますけれども、なかなかここまでね、財政的に支援が出てくるのはすぐにということにはならないかもしれないですけどもね、やっぱりもっと声を自治体からもね、私は上げていってほしいというふうに思います。それは1点ですね。

今の現状維持をしていけたら一番いいというふうにおっしゃっていたんですけど、本当はね、維持だけでは駄目なんです。もっと使いやすいように住民の意見を取り入れた形でバス会社との交渉も今後してもらわなあかんというふうには思います。やっぱり今、これを住民の願いをかなえていくために、行政としてやるべき事柄、維持をしていくために安定した今後のバス路線を維持をし、サービスを続けていくことができるような施策を、今後、住民も含めた形で検討していきたいというふうにはおっしゃっていただいているわけですけども、今、本当にやっぱり、具体的に何を行政として、バス会社、バス事業者に対してね、どのような話し合いをし、どのようなことをする、行政としてはしていきたい。だから、ここまではバスの便を増やしてほしいんやというね、そういった交渉の中身ですね。もうちょっと具体的なところを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

今の便を増やすという御質問、御意向だったかなと思うんですけど、今現在、その便を赤字解消していく中で、どういった形で赤字額を縮小して、住民の皆様に影響がないような形を少しでも考えていくのかというところで、そこで増やすというのはなかなか難しい状況かなと。そういった中で、今、新設された

ルート、そういった形で、まず土日祝日とかいう、朝タラッシュ時間帯のみの部分を、そういった昼間の施設を東山駅から平群駅へ乗り入れる新設ルートを策定するとか、そういった形で、減便とか、そういった影響がある中で、なるべく少ない協議を今現在しておるというところでございます。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

すみません。赤字を少しでも、エヌシーバスの赤字額を少なくするために何ができるか、町としては検討をしているということですか。その方策としては、今、エヌシーバスのほうが提案をしてきてる新設ルート、東山から平群駅までですね、昼間の便で1時間に1本という、その便の新設を何とかしてもらおうと思ってるということで間違いないんですかね、土日についても第1案ということで提示をされてる部分、それをほぼやってもらえるように提案をしてるということで理解をしていいですか。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

すみません。今、まだ現在、案というふうな形で、こういった形で行くかというのが、まだ現在、町の中で協議してるというふうな状況でございます。そういったところを踏まえてですね、今現在、先ほども述べさせていただきましたが、懇談会とかアンケートのエヌシーバスの協議の結果ですね、公共交通対策特別委員会にて資料等を提出させていただきまして、そういった中で御意見をお伺いしながら、一定案というものを決めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

まだここで確定してるというふうには言えないということですね、公共交通対策特別委員会の席ではっきりしたことは述べたいという、そういう御答弁やということで理解していいですか。今、うなずいていただいているので、そういうことなんかなというふうに思います。一番やっぱりね、困っておられる住民さんたちのね、お声なんかを全て拾ったわけではありませんけれども、やっぱりこたえるのはね、やっぱり土日の便、朝夕、朝の便も全くないわけですね。

昼間だけ1時間に1本、夕方についても4時で終わり。あとのそれ以降の夕方の便、これについては減便になってしまうという状況だということなんですよ。こういった事柄については、土曜日なんかでいえば、まだまだね、お仕事に行かれる方、日曜日でもそうですよね。たくさんおられるわけですよ。あとボランティア活動も含めて、いろんな諸活動で出かけはる、土曜日、日曜日の乗ってはる状況を見ればね、非常に多い。

以前、委員会のときに御提示を頂いております、影響する人数、この減便によって住民が影響を受ける人数というようなものも発表していただいたと思うんですけどもね、その数から言えばね、非常に土曜日の人数というのは多いんですよ。土曜日でいえば、影響人数が77人、平群駅から元山山口駅までのルートですね、これで1日に77人の人たちの影響が出るということが書かれてるんですね。この77人というのは平日とほぼ変わらない人数になってるわけですね、結構朝夕の利用も多いわけですよ。朝夕が全く土日はゼロになるというような状況があります。これは何とかね、やっぱり改善をしていく方向でね、やっぱり検討してもらわんとあかんというふうに、住民の皆さんの状況なんか見ててもね、思います。やっぱり朝夕、通勤に乗っておられる方たちというのはね、毎日乗りはるわけで、非常に1か月の乗車回数というのは非常に多いわけですね、その人たちを全く無視をしてしまうというのはね、本当に大きな影響を与えるし、特に子どもたち、通学なんかで言えばね、運転免許も持たない子どもさんたちの通学を家族に依存しなければならないというような状況をつくってしまいますしね、自ら行く。

それと、もう一つは、環境問題等の影響も私は大きいというふうに思っています。バスで何人かの人たちが乗って、一斉に移動ができる公共交通ですね、こういったものが大きくやっぱり環境を、これ以上地球環境を悪くしないというね、その観点の下でもね、やっぱり積極的に実践をしてもらわなあかんし、考えていかなければならない事態に今陥ってるというふうにも思いますのでね。そういったところにもぜひ目をやってもらって、このバス路線の問題、それとコミュニティバスやデマンドバスとの絡みも大きくあります。そこを全体でどうしていくんかという問題も、今後、早くね、考えていかなければならない問題でもございますので、ぜひとも御検討をお願いをし、町行政としての行政としての責任、果たしていくというね、立場に立って、住民の交通権を守るという視点で、さらに積極的な姿勢で頑張っていたきたいというふうに思っております。この問題については、この件でこういうお願いをして、今度の公共交通会議に臨んでいただきたいというふうに思います。これでこの件は結構です。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、稲月議員の大きな二つ目の御質問、総合文化センターの今後の運営についてお答えさせていただきます。

今後のですね、施設運営を考えますと、住民のニーズに応えられているのか、さらなるにぎわい創出ができないかなど、日々考えるわけですが、民間のノウハウ活用もその対応策の一つにあります。総務省の説明通知にも、指定管理者制度が多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくということを目的としているとの記載がございます。活性化対策として、これも期待しているというところがございます。

また、併設する図書館につきましてもですね、これは図書館法による目的遂行や、図書館の利用者数の増加をこれも図りたいというふうに考えているというところがございます。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。さらなる文化センターのニーズを高めていくというところ辺で、もっとよりよい文化センターをつくっていききたいというこの立場から、指定管理者の導入、指定管理者に委ねていくという、そういう方向を出したというふうにお聞きをしたと今思いますけれども、まずね、その点で言えば、この最初の私の質問文書にもございますように、今、文化センター、ここまでね、よくしていただいた。非常に住民の意見もよく聞いて、一つ一つ前に向けてね、実践をしていただいた。本当にありがたいなというふうに、私自身心からそう思っております。

午前中の質問にも、関議員の質問にもありましたように、大変ボランティアの方たちのお力も借りて、手も借りて、美しい、過ごしよい駅前の整備、文化センターの施設をより美しくつくっていただいている、こういった取組というのはね、私はやっぱり、今、頑張ってきていただいた職員の皆さんのね、私は熱意、努力、住民の意見をよく聞こうというこの姿勢。で、公民館運営、公民館というものの立場ですね、在り方、ここにしっかり根を張ってね、私は本当に職務を全うしていただいて、頑張ってきていただいているね、その成果やないかというふうに私は非常に高く評価をさせていただきたいというふうに思ってるわけで、そらまだもっともっとね、よくしていただきたい。これはあるんです、ありますよ、そんなん、もちろんね、もっといいものになればいいというふうに

思ってます。

しかしね、私、職員の力というんか、聞く耳、直接住民の方と接してね、やっぱりやっておられるからこそね、これだけね、短期間の間にここまでね、文化センター、よくしていただいたというふうに思ってた、職員の力、やっぱり公的な建物として、その運営にとっても直接、公な職員の皆さんが携わっていただいてる、そのおかげではないかなというふうに思いますのでね、よりよくしていくために民間の力を借りやなあかんというふうなね、そこには全く納得できないし、民間のノウハウが要するというふうにおっしゃっていただけますけれども、私は今の皆さんのお力を注いでいただいている。これをさらに発展をさせていただきたいというふうに思っております。それでもなおかつ、まだ民間の力を借りるために指定管理にしないかんというふうに思われているのかどうか、一つはお伺いしたいのと、一体ね、指定管理にすると言うてね、どこに指定管理をしてもらうのか、相手先ですね。そこもこの前行われました8月22日の公民館運営審議会において私も質問させていただいたんですけど、これから検討するということで、まだ全く何も考えてないというような言い方をされています。されたと思うんですけど、違いますか。

これから検討やというふうにおっしゃってるわけですけども、この間ね、平群町の公営施設、指定管理に幾らかされておりますよね。道の駅や、それから、スポーツ施設ですね、これね、地域振興センターに委託を、指定管理をしてもらって、運営をしていってもらってる。それと、この近々で言えば、斎場もね、指定管理を地域振興センターに委ねてるという状況にあるわけですけども、今、指定管理、それから地域包括支援センターとか、福祉に関するところは全て社協が担っていただいているという状況で、指定管理といえど、社協か地域振興センターかという、この二つの財団になるんですかね、団体をお願いをしているという状況。これについては、公な町の職員に準ずるというような形でね、ずっと携わってきていただいた、そういう団体が担ってこられたというのがあると思うんですけどね。非常に大きな公民館、図書館とかね、その辺の業務を委託するということを全くの民間に委託をしようとしているのかどうかというのも非常に心配なところなんですけどね、その辺もうちょっと詳しくお話ししていただけないですか。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

質問ですけども、今いろいろ、議員の考えを述べていただいた上で、まだ指定管理を考えてるのかということをおっしゃったんですが、公民館運営審議会

のほうでも、資料でもですね、検討してるということを表記してるということ、何もまだ決定したというわけではございませんけども、検討してるということは、何らかの形で実現できないのかなということは考えているということでございます。

それから、指定管理者の相手はどうかというておっしゃるんですけども、まだ何も決まっておきませんので、これ、基本的には公募だというふうに思っております。ただ、いろいろ研究していく中で何がいいのか、これ今、まだ申し上げることは何もございませんので、相手先がどうのこうのという答弁はできないということでございます。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

ありがとうございます。ということは、今後、これを考えて進めていきたいというふうな方向なんだということで理解をしておきます。そういうことならば、私たちは、今の職員の皆さんの奮闘、これに非常に感謝をし、敬意を表しておりますし、この路線でもって頑張っていたきたい。さらによりよい公民館、文化センター、図書館、人権センターですね、こういった複合施設のよりよい発展をね、私は願っていますし、今後、頑張っていたきたい、この方向で私どもの意見としてはこれを述べさせていただいて、今後の参考にぜひしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたしまして、これで私の質問を終わります。

○議 長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 （午後 3 時 0 8 分）